BTMU 中国月報

第25号(2008年2月)

CONTENTS

■特集

◆ 中国企業所得税法と実施条例 ひとまとめ

■連載

◆ 「華南新拓展 ~ 華南における新しいビジネススキームを考える」 第 5 回:「大きな転換期を迎えた華南経済圏 ⑤」 ~ 加工貿易を取り巻く環境変化 その 3

■経済

◆ 国家戦略に基づき急増続く中国の対外投資

■産業

◆ 生産品目シフトの進展度合で収益力格差が生じる中国の鉄鋼メーカー

■人民元レポート

◆ 年初人民元為替市場

■スペシャリストの目

◆ 投 資:「契約型エネルギー管理」(EPC)が《省エネ法》(改正版)の奨励対象となる

◆ 税務会計:中国の会計・税務

◆ 人 事:変革期の中国における人事現場の課題と現状 - 華南地区 -

■*MUFG中国ネットワーク*

且 次

■ <i>特 集</i>	集 中国企業所得税法と実施条例 ひとまとめ NERA エコノミックコンサルティング
■ <i>連</i> •	が 「華南新拓展 ~ 華南における新しいビジネススキームを考える」 第 5 回:「大きな転換期を迎えた華南経済圏 ⑤」 ~ 加工貿易を取り巻く環境変化 その 3 三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室8
■ <i>経 》</i>	清 国家戦略に基づき急増続く中国の対外投資 三菱東京UFJ銀行 経済調査室 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
■ <i>産</i>	*生産品目シフトの進展度合で収益力格差が生じる中国の鉄鋼メーカー 三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在19
	元レポート 年初人民元為替市場26
	シャリストの目投 資:「契約型エネルギー管理」(EPC) が《省エネ法》(改正版) の奨励対象となる三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(上海) 有限公司30
•	税務会計:中国の会計・税務 プライスウォーターハウスクーパース中国 ······36
•	人 事:変革期の中国における人事現場の課題と現状 - 華南地区 - Pasona Group
■MUI	FG中国ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集「中国企業所得税法と実施条例 ひとまとめ」は、2007年7月号の特集「中国新企業所得税完全解説」の続編で、2008年1月実施の新企業所得税法の概要について、今後公布が見込まれる個別通達の内容を踏まえ、実務上の対応に関する具体的アドバイスも交えて解説しています。適用、課税所得、優遇税制等の変更点の他、国際課税の強化と見られる恒久的施設課税、移転価格、過少資本、タックスへイブン税制等について詳説した上で、今後新法の実際の運用に伴い多くの問題の発生が予想される中、企業には中国的な臨機応変の対応が求められるとしています。

連載「華南新拓展〜華南における新しいビジネススキームを考える」の第5回は、前回に続き「加工貿易制限類商品目録」を採り上げ、同目録が規定する「加工貿易禁止措置」(原材料の保税輸入禁止)の影響と今後の対応について検討しています。広東省の生産現法と来料加工廠による制限類品目の加工貿易について、既存の場合は軽微な影響に留まるものの、07年7月23日以降設立の場合は影響が大きいと指摘し、政府が来料加工廠の東部地区から内陸部へのシフトを促していること、広東省を含む東部地区でさらに加工貿易を制限する可能性があること等に鑑みると、今後、加工貿易拠点の新設にあたって、「加工貿易禁止」のリスク回避の為には、制限類の適用対象外となる「転廠」取引や「税関特別監督管理地域」への進出を前提に考える必要があるとしています。

経済「国家戦略に基づき急増続く中国の対外投資」は、1999年に打ち出された海外進出戦略の下で近年急増する中国の対外直接投資についての考察です。資源確保、中国企業のグローバル化、国際収支の改善等を目的とした国家戦略としての海外進出戦略の下、中国は資源調達や金融分野におけるプレゼンスを高め、また製造業においては先進国での技術、ブランド獲得のための企業買収等の投資で苦戦する一方、途上国への製造、販売拠点展開は順調であると分析した上で、こうした中国の対外投資の急増が賛否の評価を巻き起こしつつ国際的影響力を強めていることに鑑み、今後日中間では協力を視野に入れた対応を検討する必要性が高まるものと指摘しています。

<u>産業「生産品目シフトの進展度合で収益力格差が生じる中国の鉄鋼メーカー</u>」は、最近の中国の鉄鋼メーカーを巡る事業環境の変化と今後の見通しについて纏めています。中国の鉄鋼メーカーは、需要拡大に原燃料コストの上昇を相応に販売価格に転嫁できてきたことも相俟って、全体として好調な業績をあげてきたが、①個社別にみれば、生産品目の内容に応じて収益性に格差が生じていること、②今後は内需のペースダウン、輸出の伸び悩み等を背景に需給バランスが緩和して市況低下圧力が強まる恐れが強いこと、を勘案すると、今のうちから、生産規模拡大と設備の新型・大型化を通じたコスト競争力の強化、高マージンを稼げる高付加価値品の生産ウエイト拡大などに取り組んでいく必要があるとしています。

上海支店人民元レポート「年初人民元為替市場」は、人民元の対米ドル相場が年初から上昇速度を上げている人民元為替市場について、今後の見通しを考える上でのポイントを纏めています。現状の人民元直物為替相場は「人民元/米ドルの資金流動」、「国内景気の過熱感」、「国内景気の急激な腰折れ」の問題をコントロールする手段としても位置づけられており、これらの影響を考察するには①フォワードポイントに基づく先物為替相場、②CPIの動向、③株式相場との相関を考慮に入れる必要があるとした上で、人民元は長期的には対米ドルで上昇基調にあるものの、直物為替の当面の役割に鑑みると、暫くは上昇ペースの緩急を拡大する方向での推移を予想しています。

スペシャリストの目

<u>投資</u>「『契約型エネルギー管理』(EPC)が《省エネ法》(改訂版)の奨励対象となる!」は、2008年4月1日施行予定の改訂版「省エネ法」で奨励方針が明確に示された中国の省エネビジネスについての解説です。第11次5ヵ年計画における省エネ方針を受けて改定された「省エネ法」は「契約型エネルギー管理」(EPC: Energy Performance Contracting)と呼ばれる省エネ技術を産業化したシステムや包括的な省エネサービスを提供する ESCO(Energy Service Company)事業の発展を奨励しており、今後日本の ESCO 企業にとっても中国市場参入の機会となることを示唆しています。

<u>税務会計</u>「中国の会計・税務」は、会計、税務、経営管理について、日系企業からの質問の多いテーマを取り上げ、Q&A 形式で解説しています。具体的には、①新企業会計基準の適用初年度の処理方法と留意点について、②新企業所得税法における軽減税率、減免税優遇、新設ハイテク/新技術企業の優遇税率に対する経過措置について、③財務報告プロセス、重要業務プロセスに係わるJ-SOX の文書化対応における中国ビジネスリスクの再評価について、です。

<u>人</u>事「変革期の中国における人事現場の課題と現状-華南地区-」は、アンケート調査から見る華南地区日系企業の採用に関する現状の課題を分析しています。華南地区の最近の人材市場の特徴として、①管理職人材が枯渇しており、企業内研修で育成を図る、②日本語能力が給与の差異化要因となり難くなる中、日本語の即戦力人材が少ない、③国内販売関連の旺盛な人材需要とこれを受けた営業職の賃金水準の上昇、を挙げています。



中国企業所得税法と実施条例 ひとまとめ

NERA エコノミック コンサルティング 中国総代表 鈴木 康伸

2007年3月に開催された全国人民代表大会において内外統一の新企業所得税法(以下「本法」)が決議され、更に《中華人民共和国企業所得税法実施条例》(以下「条例」)が12月6日付で公布、2008年1月1日から実施されています。詳細な取扱いは、個別通達の公布を待たなければならない事項が多いものの、企業の投資の意思決定に関わり、かつ早期の対応が必要な事項もあるため、本稿では本法及び条例、公布済の個別通達に加え、各種媒体で報道される、将来公布が見込まれる個別通達の内容を交えて、新法の概要を解説します。

納税義務者と課税範囲

納税義務者は、**内国企業**(中国語では「居民企業」)及び**非内国企業**(中国語では「非居民企業」)となります。ここでいう内国企業とは、法律により中国に設立された企業及び実質的な管理機構が中国国内にある企業を指すもので、従来の内資企業の他、合弁企業、合作企業、及び外商独資企業を含みます。資本の出所により企業の性質及び税法を区別していたこれまでの法体系から大きく脱却した区分です。

非内国企業は、中国国内に物理的な管理機構はないが事業を行なう一定の場所(一般的に言われるところの「恒久的施設」)を設けている企業、或いは機構、場所を中国国内には設けていないが、中国国内源泉所得を有する企業を指します

内国企業は中国国内及び国外源泉所得、非内国企業は中国国内源泉所得が課税対象所得となります。

課税範囲で特徴的な新規定としては、内国企業が他の内国企業に直接投資して取得する投資収益(受取配当金)の益金不算入【条例 83 条】であり、直列型企業再編促進の一助になると期待されます。

恒久的施設と実質管理施設

法律により中国に設立された企業ではないが、恒久的施設を有し、その「実質的な管理機構」があると判断される場合には、中国の内国法人(一般的に国際税務で定義されるところの恒久的施設と混同しないよう、以下「実質管理施設」と呼びます)と区分され、本国等中国国外で発生した所得のうち、実質管理施設に「実質的な関連」を有する所得につき中国での課税所得とされる(本法第2条)ことに注目してください。

「実質的な管理機構」とは、「企業の生産経営、従業員、記帳、財産等に対し実質的に全面的な管理及び統制を実施する機構」(条例第4条)であり、また「実質的な関連」を有するとは、「非内国企業が中国国内に設立した機構、場所が所得請求権のある株式持分、債権を保有すること、或いは所得請求権を有する財産等を通じた所有、管理、統制」(条例第8条)を指します。

例えば、バミューダ、ケイマン等のタックスへイブン国・地域にペーパーカンパニーを設立し、

中国との輸出入貿易を行なう企業を想定してみましょう。顧客対応、契約締結、法人管理等、実質的な経営は全て中国に常駐(形式的には長期出張ビザで中国内に滞在)している人員により行なわれていますが、この企業は中国に駐在員事務所などの登記を全くしていません。また、この企業は、海外に留保した余剰資金を米国等中国以外の株式で運用していますが、これらも中国に常駐する同じ人員が電話、メール等で指示を出しています。これらの輸出入貿易と資産運用で得られる所得は、どこに所得の源泉があるかという問題ですが、この企業が中国に恒久的施設を有する非内国企業であり、輸出入貿易に関する所得に中国で課税されることは、比較的容易に理解できるでしょう。

恒久的施設に帰属する利益の割合として、海外は全くのペーパーカンパニーであれば、所得の100%が中国源泉所得であると判定されてもおかしくはありません。これが、例えば日本企業の中国に存在する恒久的施設ということであれば、日本に存する本社が取引に関する多くの機能を果たしますので、中国の恒久的施設に帰属する利益は所得の一部であるといえ、駐在員事務所の経費課税のような方法で、貿易取引から生まれる利益の一部を中国に源泉のある所得と推定し、課税します。

次に、余剰資産運用で獲得した所得ですが、中国外の資産運用にも関わらず、中国に「実質的な管理機構」があるとすれば、中国で課税されます。

当設例は極端なようですが、中国、香港、台湾企業などでは現実にあるケースであり、それだけに法律でこのように規定されることになったわけです。従って、日本或いは香港などに実態のある法人の、本店所在地に源泉を有す所得に課税の手を伸ばすことを目的とした規定ではない、といえます。

中国の国際課税に対する取組みが本格的、継続的であることが、本法及び条例で明確に打ち出されています。海外に流出する所得に対する課税は、主として恒久的施設(PE)課税、移転価格、タックスへイブン対策税制により、捕捉し課税を行います。

恒久的施設課税でいえば、香港企業が中国において、任意の 12 ヶ月のうち、継続して<u>或いは</u> **累積**で 6 ヶ月を超えてサービスを提供する場合に恒久的施設が認定され、しかも、6 ヶ月の判定は月単位で行なうこととして、**任意の30日間で1日でも中国に滞在する場合にはこれを1ヶ月と計算** する、と規定されています¹。「累積」「月単位」の解釈は、日中租税条約では想定していないものでありますが、当該規定の適用範囲の拡大には十分注意を払う必要があります。

適用税率

内国企業に対しては、原則として 25%の税率が適用されますが、小規模企業に対しては 20%の軽減税率(本法第 28 条)が適用されます。小規模企業の条件は、(1)制限及び禁止業類以外の事業に従事していること、(2)工業企業の場合、年度課税所得額が 30万元、従業員数が 100人、資産総額が 3000 万元をそれぞれ超えない、または、その他の企業の場合、年度課税所得が 30万元、従業員数が 80人、資産総額が 1000 万元をそれぞれ超えないこと、です。

ハイテク企業に対する15%の優遇税率については後述します。

非内国企業で恒久的施設が中国にある場合の国内源泉所得は、内国企業と同じく **25**%の税率が 適用されます。

非内国企業で恒久的施設がない場合の所得には、例えばロイヤリティ収入、配当収入などがありますが、これに対する源泉所得税率は、本法では **20%**の税率となっているものの、実施条例に

¹ 国税函【2007】403号

より <u>10%</u>に減額されています。経済環境をみて、国務院の判断で柔軟に源泉税率を変更できるようにという措置と思われます。

なお、日中租税条約により、日本に対するロイヤリティ、配当とも源泉所得税率はいずれも 10% が上限と定められています。また、内地と香港との課税取極め²において、香港企業へのロイヤリティ、配当の送金に対する源泉所得税率は、それぞれ 7%、5%³と定められています。

優遇税制

これまでの地域優遇政策(経済特区、経済技術開発区など)から、業種優遇政策への政策変更が原則となります。例えば、国家の重点支援するハイテク企業に対しては、15%の優遇税率が全国的に適用されます。また、農林漁業・牧畜業、環境保護、省エネルギー、安全生産技術等の企業に対して減免税優遇が与えられます。ただし、内陸地域への投資誘致を後押しする現行の西部大開発優遇税制、上海浦東及び経済特区に設立されたハイテク企業に対する減免税政策は、地域優遇政策として今後とも継続されます。

まず、ハイテク企業に対する 15%優遇税率を享受できる条件は、未だ明確ではありません。 条例第 93 条では、「国家に技術特許権の登記をしていると同時に以下の条件に合致する企業」 とあり、

- (一) 製品(サービス)が『国家の重点支援するハイテク領域』の範囲に属していること
- (二) 研究開発に用いる費用の売上高に占める比率が、規定の比率以上であること
- (三) ハイテク製品(サービス)売上の企業総売上に占める比率が、規定の比率以上であること
- (四) 研究開発部員の企業従業員総数に占める比率が、規定の比率以上であること
- (五) ハイテク企業の認定管理方法が規定するその他の条件を充足すること

と、比率等定量基準の更なる公布が待たれます。

また、「『国家の重点支援するハイテク領域』及び『ハイテク技術企業認定管理方法』は、国務院科学技術、財政、税務主管部門が国務院の関連部門と共同で制定し、国務院の批准を経て施行を公布する」こととなります。

西部大開発優遇税制では、内資奨励類企業及び外商投資企業に対する 2010 年までの優遇税率 (15%) の継続が規定されました⁴。

上海浦東及び経済特区に設立されたハイテク企業に対する減免税政策(本法 57 条)では、深圳、珠海、汕頭、厦門、海南経済特区及び上海浦東新区において、2008 年 1 月 1 日以降設立されるハイテク企業5に対して、その所得発生年度から起算して第 1、第 2 年度は免税、第 3、第 4、第 5 年度は 25%の半減税率が適用される、こととしました6。

経過措置

新法導入は、企業の経営に少なからぬ影響を与えるものであり、また税制優遇があるからこそ、中国へ或いは中国の特定地域への投資を決定した企業もあるでしょう。従って、新法公布前(2007年3月16日以前)に批准設立(工商登記の完了)した企業は、公平性の観点から優遇税制の経

² 中国本土と香港特別行政区の所得に対する二重課税及び脱税の防止に関する取極め

³ 出資割合 25%以上

⁴ 国発【2007】39号

⁵ 自己で知的財産を有し、実施条例第 93 条の条件を満たし、且つ「高進技術企業認定管理弁法」の認定を受けた企業を指します

⁶ 国発【2007】40号

過措置を享受することができます。

外商投資企業所得税法に規定されている、**経済特区、経済技術開発区等の優遇税率(15%、24%)**は、**本法実施後5年以内に逐次本法規定の税率に移行する**(本法57条)とあり、税率15%適用地域の場合は、2008年度から18%、20%(2009年度)、22%(2010年度)、24%(2011年度)、25%(2012年度)となり、24%適用地域では、2008年度から25%となります。

また、外資企業に対する定期減免税制度(例えば生産型外商投資企業における、課税所得発生年度から2年は免税、その後の3年は税率を半減して税額計算する、いわゆる「2免3減」制度など)は、本法実施後も引き続き満期まで享受することができます。

一方、製品輸出型外資企業(売上高の70%以上が輸出取引である企業)への半減税率の継続適用政策、配当の直接再投資(利益剰余金の資本組入れ)における、当該配当の過年度に納付した税額の還付(40%または100%)などの優遇政策に関しては、経過期間が規定されていないため新法施行と同時に廃止となります。

損金算入費用

損金算入費用関連では下記の項目が注目されます。

・合理的な範囲での実額支給給与の損金算入が認められます(条例第 34 条)。基本給のほか、 賞与、手当、補填、年末賞与【ダブルペイ】、残業代等が含まれます。外資系企業としては変更な いものの、内資企業はこれまで月額 1600 元/人と損金控除限度額があり、内資企業に不平等な条 項となっていたものを是正したものです。

また、企業が従業員のために負担する、法定の基本養老保険費、基本医療保険費、失業保険費、 労働災害保険費、育児保険費などの基本社会保険費及び住宅積立金は損金算入することができ、 補充養老保険費、補充医療保険費も、国務院財政、税務主管部門が規定する基準の範囲内におい て、損金控除することができます(条例第34条、35条)。

- ・福利費支出、労働組合費用、職員教育経費の損金算入限度額として、それぞれ給与総額の14%、2%、2.5%と規定されました(条例第40条、41条、42条)。
- ・企業の経営活動に関連のある交際費は、実際発生額の60%を損金算入限度額とし、但し年間売上高の0.5%を超過する部分においては、全額損金不算入と規定されました(条例第43条)。
- ・広告宣伝費は、年間売上高の15%を限度として損金算入を認め、控除限度超過額は翌期に繰越すことができます(条例第44条)。

また、条例 49 条には、「企業間で支払う管理費用、企業内部の部門間の支払リース料及び特許権使用料、及び非銀行企業内の部門間の支払利息は、損金控除することができない」という規定がみられ、関連企業間のみならず、第三者企業間での管理費の付替えに関しては損金不算入とされました。グループ内で提供される管理性行為に対しては、少なくとも個々の会社に対するサービスの提供であることが損金算入の前提となります。イントラグループサービス等、複数の海外子会社に統一基準で割振られる本社割掛け費用の損金性は未だ微妙であり、管理費用とマネジメントサービスのより明確な区分の基準が期待されます。

⁷ 累積欠損の状況で納税していない状況では2008年度より減免年度を起算します。

資産償却関係

固定資産の償却では、これまでの標準償却年数 (建物 20 年、機械設備 10 年、器具工具 5 年) に、新たに車両等 4 年、電子設備 3 年が加わりました (条例第 60 条)。

技術の進歩、製品の更新により、モデルチェンジが比較的速い固定資産、及び通年にわたり強 震度、高腐蝕状態にある固定資産は、償却年数の短縮(標準償却年数の最大 60%まで)、或いは 通常の二倍償却である「二倍定率法」或いは「級数法」を選択することができます(条例弟 98 条)。

減価償却方法は定額法が原則であることはこれまでと同じですが、残存価額はこれまでの、一律取得価額の 10%から、企業の任意で決定できるようになったことは、会計と税務の協調という観点から、また子会社会計処理方法の統一という日本の連結決算からも大きな意味があります(条例第 59 条)。

日本では平成 19 年度税制改正で、固定資産が備忘価額{1円}まで償却できるようになっており、中国でも備忘価額まで償却することができますので、中国及び日本の、会計及び税務上の残存価額が全て統一的に備忘価額で償却計算することが可能になりました。ただし、償却方法の変更は、中国においては年度開始前に税務局へ届出ることが原則となっており、当局への個別確認が必要となります。

特許権、商標権、著作権、土地使用権、非特許技術、営業権などの無形資産は定額法(残存価額ゼロ)に基づき、10年以上の期間にわたり均等償却し、損金算入します。一方、外部購入した営業権支出は、企業全体の営業譲渡或いは清算時まで損金算入することができません(条例第67条)。

長期前払費用は、3年以上の期間にわたり均等償却します(条例第70条)。

棚卸資産の計算方法は、先入先出法、加重平均法及び個別法のうちより選択し、計算方法選択後は、みだりに変更できないとされます(条例第73条)。

税収優遇関連

従事する業種に特定されず、条件次第で享受することのできる優遇としては、内国企業が受取る技術譲渡所得のうち、年間 500 万元以下の部分を免税、500 万元超の部分に半減税率が適用される(条例第 90 条)、新技術、新製品、新製造ノウハウに関係する研究開発費の実額の 50%部分を割増償却することができる(条例第 95 条)ことがあります。

環境への配慮は、今後の中国の経済発展の生命線ともいえ、条例第 100 条には、「企業が購入し実際に使用する『環境保護』、『省エネルギー・節水』、『安全生産』等の専用設備投資額の 10%を企業の当年度の所得税額から税額控除する」ことができ、当年において控除できない部分は、翌年以降の 5 納税年度にわたり繰越控除することができます。

移転価格関連

移転価格税制はこれまでどちらかというと外資企業を狙い撃ちにした税制という色彩が強くありました。それは、移転価格税制の各種通達が、「外商投資企業及び外国企業所得税法」という外資に適用される企業所得税法の補足及び解釈規定であったことからもうかがえます。新法では、内資企業に対しても等しく移転価格対策税制の適用がなされることから、税務当局にとっては対

象範囲の拡大と効率的な調査対象の絞り込みがより重要性を増します。その一環として、企業所 得税法実施条例第6章「特別納税調整」には、確定申告時、税務局要求時にそれぞれ必要な移転 価格関連資料が規定されています。

まず、企業は企業所得税納税申告書を提出する際に、関連者取引について<u>年度関連業務取引報告書</u>を添付して<u>年度終了後5ヶ月以内</u>に提出します。ここでは、関連企業の名称、住所、資本総額、主たる経営項目といった企業情報、取引類型(有形資産、無形資産、役務、融資)と取引高の記載が要求されます。

つぎに、税務機関が関連者取引の調査を行う際、企業は、規定に従い関連資料を提出することとされ、(期限内に未提出の場合など)当該義務に違反する場合には、移転価格調査の結果として更正税額が生じた場合における標準遅延金利である人民元長短期貸付金利率に、5%の利率が加算延滞金として上乗せされます。

資料の提出期限は条例上明記されていないものの、今後公布が予定される個別通達で、税務当局の要請後 30 日以内を原則とし、特段の状況下において、一回の延長(45 日)が認められると予想されます。この段階で要求される関連資料は、各取引の価格設定基準、方法及びその説明であり、たとえば原価基準法における、原価の範囲、原価に加算される利益の水準及びその決定に関する説明です。また、関連者から第三者への最終販売価格など、被調査企業以外の財務情報の提出を要請されることもあり、価格の合理性の立証と合わせて、どこまで開示するかの判断が難しいところです。最後に、移転価格調査の遡及年限は従来と変わらず 10 年となっています。

また、移転価格関係で目を引くのが3ストシェアリングに関する規定です。例えば、日中共同で研究開発する R&D 費用を、将来のベネフィットに応じて割り振ることができる契約であり、R&D 費用がもっぱら日本で発生し、子会社で製造して中国マーケットで売るという場合には、中国子会社で利益が発生するので、これまではロイヤリティ方式により日本が R&D 費用を回収してきましたが、今後は研究開発コストをシェアする方式で、一括回収することもできるわけです。その一方で、開発の権利もシェアすることから、重複するロイヤリティの送金はできなくなります。いずれが有利不利というものではありませんが、選択肢が広まったことは朗報といえます。

過少資本税制関連

過小資本税制に関しては本法第 46 条に、「企業がその関連者から受ける債権性投資(借入金) と資本的投資(資本金)の比率が、規定の比率を超過する場合における当該借入金に係る利息支 出は、課税所得額を計算する時に控除してはならない」旨の規定ぶりとなっており、税法理論で 厳密にいうところの過少資本税制ではなく、借入金を関係会社からのものに限定して移転価格と 絡めた規定となっているところが特徴的且つ合理的であるといえます。

「規定の比率」は、実施条例でも明らかにならず、国務院の規定を待たなければなりませんが、日本或いは他国における過少資本税制の規定を参考にして、資本金対借入金の比率を決定する(例えば 1:3 など) こととなるでしょう。但し、外商投資企業にとっては、企業投資を規定する合弁企業法、外資企業法等に規定される総投資額と資本金の制約基準が依然として有効であることから、従来から借入金に依存する経営を行ない得ない法体系となっています。今後は、外資に適用されるこれらの特別法が段階的に中国会社法へ一本化される動きのなかで、過少資本の問題は税法による損金不算入規定を以ってその制約とする方向性に向かうことでしょう。

タックスヘイブン対策税制関連

内国企業が過半数の持分を所有するか、或いは実質的に支配する中国国外の低税率国(地区)に所在する子会社が配当せず、または配当が合理的ではない場合、当該子会社の留保利益を内国法人の所得として課税します。標準税率の50%より低い場合において、その国(地域)を低税率国とみなします。

日本のタックスヘイブン対策税制の中国本土企業への適用可能性

当該税制はどちらかといえば内資企業向けであるといえ、外資企業にとっての懸念は、中国の新税率である 25%が、日本のタックスへイブン対策税制の対象となる税率水準であることです。従って、主たる事業が、株式、出資、債券の保有であり、事業基準を満たさない可能性のある投資性公司、収入金額又は仕入金額のいずれも 50%超について関連者(持分比率 50%超)との取引である、卸売業の非関連者基準を充足しない保税区或いは一般地域に設立された無人貿易会社などへの日本のタックスへイブン対策税制の適用可能性につき、事前にスタディしておく必要があります。ただし、その立法趣旨は、「税負担の不当な軽減を防止する」ことにあり、したがって「正常な海外投資活動を阻害しないため、所在地国において独立企業としての実体を備え、かつ、それぞれの実態に応じ、その地において事業活動を行うことに十分な経済的合理性があると認められる海外子会社等は適用除外とする」(昭和 52 年政府税制答申)というものですので、「適用除外」条項に該当するかしないかの前に、経済合理性のある法人であるかを問いかけることから始めるべきでしょう。

中央と地方の税源問題

実施条例は、中央が地方に配慮した上で公布されたことが顕著であり、そのひとつに連結納税があります。本法第 52 条に原則不可ながら、国務院の別途規定する場合においては可能であると解釈されることから、実施条例に期待がかかりました。但し、連結納税による一極集中納税は、地方の税源を奪うことにもなりかねないことから、地方の反発を配慮して、規定されませんでした。おそらくは、大規模国有企業の事例が先行するものと思われますが、内外不差別原則から外資であっても連結納税をする相応の必然性があれば、個別認可を受けられる可能性も残されています。唯一可能性のある、投資性公司と 100%持分関係を有する中国子会社の連結納税の時期及び条件が注目されます。

最後に、最大の問題は、これまで発行された膨大な数の通達であり、今後どう整理していくのか。新企業所得税法の運用が本格的に始まってから、企業は数多くの問題に直面するでしょう。 中国的な臨機応変の対応が企業及び本社の中国担当者に求められます。

(執筆者のご連絡先)

NERA エコノミック コンサルティング 中国総代表

デロイト・トウシュ・トーマツの大連、香港、上海の各事務所日系部門に勤務、税理士法人トーマツ移転価格チームのパートナーを経て、現在、上海を拠点に活動している。中国での10年以上にわたる経験を融合し、日中ビジネスにおける複眼的なエコノミック コンサルティングを提供している。日中の税務及び移転価格に関する多くの著書、論文がある。税務専門誌 『国際税務』のレギュラー執筆者。

2008年春には北京に事務所を開設予定。

NERA 中国のウェブサイトは http://www.nerachina.com/jp/index.asp





「華南新拓展 ~ 華南における新しいビジネススキームを考える」

第5回:「大きな転換期を迎えた華南経済圏 ⑤」

~ 加工貿易を取り巻く環境変化 その3

三菱東京 UFJ 銀行香港支店 業務開発室 支店長代理 江上 昌宏

本連載では「華南新拓展」と題して、広東省を中心とした"華南における新しいビジネススキーム"を考えていきます。前号から中国当局の保税委託加工貿易(以下、加工貿易)政策の見直しのなかでも、今後の華南ビジネスに大きなインパクトを与える 2007 年 7 月 23 日に発布された「加工貿易制限類商品目録」とその関連規定の影響をみてきています。今回は、これらの規定による「加工貿易禁止措置」の影響と今後の対応スキームについて考えます。

1. 「加工貿易制限類商品目録 (第44号公告)」による

制限類品目の「東部地区での加工貿易禁止措置」の内容を振り返って

昨年、商務部と税関総署から公布された「加工貿易制限類商品目録」(第44号公告、以下、同公告)では、前回述べた対象品目と保証金台帳制度に加え、その第5条で述べられた「東部地区での加工貿易禁止措置 (注1)」の内容が大きなポイントになりました (図表1)。

(注1) 東部地区とは広東省を含む沿海部の10省市を指します(前号ご参照)。加工貿易業務(すなわち保税取引) が行えない場合、原材料輸入時に増値税・関税が課税されることになります。

図表1:第44号公告第5条の内容(一部抜粋:仮訳)

- ①2007 年 7 月 23 日までに "外貿権"を有していない東部地区の企業による制限類商品の加工 貿易業務の申請を受理しない。
- ②ただし、これまでに加工貿易業務に従事し、"外貿権"を有していない東部地区の生産企業は、2007年10月23日以前に所在地の商務部所管部門に備案を行い、一定期間内に"外貿権"を有する企業に転換する(以下略)。

ご覧頂く通り、条文だけでは、加工貿易を手掛ける新設企業や既存企業にどのような影響が及ぶのか判断するのが難しい内容でしたが、その後、昨年9月に広東省対外経済貿易合作庁の「加工貿易企業の備案登記(=届出)手続きの改善に向けた通知」(粤外経貿加函【2007】109号)と商務部弁公庁の「商産字【2007】85号」(以下、「109号通知」と「85号通知」を併せて「新通知」)が発表され、その内容が次第にクリアになってきた経緯があります。そこで、これらの内容と当局へヒアリング結果を踏まえつつ、その後生じた華南地域での混乱にも触れながら、改めて広東省に所在する企業への影響を整理したいと思います。

2. 既存の広東省の生産現法と来料加工廠への「加工貿易禁止措置」の影響は軽微に

同公告発布前(7月23日以前)に広東省で生産現法や来料加工廠を設立し、これまで制限類品目の加工貿易を行っているケースでは「加工貿易禁止措置」による大きな影響はないと考えられます。まず、既存の生産現法は、同公告第5条の①の「"外貿権"を有していない企業」に当たりませんので影響はありません (注2)。また、来料加工廠は、同公告第5条の②の「"外貿権"を有していない生産企業」に当たりますが、昨年の10月23日以前に、商務部所管部門に来料加工廠として業務を行っていることを申請する「来料加工廠備案登記表」を提出すれば、制限類品目の加工貿易を継続できることになりました (注3)。従って、結論から言えば、既存の来料加工廠への影響も軽微にとどまると考えて良いでしょう。

- (注2) "外貿権"とは、①「対外貿易経営者備案登記弁法」に従って登録し、幅広い商品を輸出入できる "対外貿易権"(輸出入公司や8号令現法等が有している)と、②原材料の輸入と生産製品の輸出を行う "自営の貿易権"(外資生産型企業は設立時より備わるのに対し、中資の場合、最低資本金 50 万人民元以上等の条件による登記制となる)を指します。すなわち「"外貿権"を取得していない生産企業」とは来料加工廠を指すことになります。
- (注3) 当初、「来料加工廠備案登記表」による手続きについては、各地区の当局で同公告の"外質権"の解釈が 異なったことから大きな混乱が生じました。例えば、当初、東莞市では、前述の公告第 5 条の②を広義 に捉え、来料加工廠の"外質権"取得に向け、「対外貿易権」の取得手続きが推奨されていました。とこ ろが、「対外貿易権」は、企業法人営業許可証を持つ法人格を有する企業のみ取得可とする北京商務部の 意向を反映する形で、最終的には、加工廠が有する(企業非法人)営業許可証では取得できない結果と なり、全国的にもほぼ来料加工廠の備案登記手続きに収斂してきた模様です。

振り返ってみますと、既存の来料加工廠が備案登記を行うことには、当初3つの懸念材料が考えられました。

第1に、来料加工廠が備案登記を行った場合、"外質権"を取得するために、一定期間内に当局から強制的に法人転換を強いられる可能性があった点です。しかしながら、その後の「新通知」と当局へのヒアリングによれば、同備案登記をしても、来料加工廠による加工貿易を続けることができる点が明確になりました。従って、来料加工廠は、備案登記を行った後に、来料加工廠の継続もしくは法人への転換のどちらかを選択できることになったと考えられます。もっとも、今後いずれかの時点で、備案登記を行った来料加工廠に対して、再び加工廠の継続または法人転換の選択が迫られる可能性はありますが、後述するように備案登記をしなかった場合のリスクと比べ、その選択時期が早まるリスクの方が比較的小さいのではないかと考えています。

第2に、備案登記をした来料加工廠が、所管部門の異なる所在地以外の地区で法人転換を行った場合にも、制限類の加工貿易を継続できるかという点です。後述するように、新設の広東省の生産現法は制限類の加工貿易に従事できませんので、既存の来料加工廠が管轄外の地区で法人転換した場合は、新設とみなされることはないのかという議論があったわけです。これについては、当局へのヒアリングによれば、備案登記を行っていれば、他地区での法人転換後も制限類の加工貿易への従事が可能とされていますので、この点もほぼクリアされたと考えて良いと思われます。

第3に、現段階で制限類の加工貿易業務を行っていない来料加工廠も備案登記をすべきか否か という点です。「同公告」の発表当初は、現在制限類の加工貿易を手掛けている来料加工廠のみ対 象になるとの見解が多かったのですが、「新通知」の発表以後、当局からは、備案登記の対象は、 新設も含めてこれから制限類の加工貿易を行う来料加工廠にも及ぶとの見解がみられるようになりました。たしかに、将来的に制限類に入る可能性の低い品目の加工貿易しか手掛けていない来料加工廠も備案登記をすべきかどうかは難しい判断になります。しかしながら、今回備案登記を行わない来料加工廠は、将来的に追加された制限類品目の加工貿易に従事できない可能性が出てきたため、その大きなリスクを回避する意味でも、広東省等に所在するすべての来料加工廠については、10月23日までに備案登記を行う必要があったと考えています。

3. 新設の広東省の生産現法と来料加工廠への「加工貿易禁止措置」の影響は大

一方、同公告発布後(7月23日以降)に広東省で生産現法や来料加工廠を新設し、新たに制限類品目の加工貿易を行う場合、「加工貿易禁止措置」による大きな影響を受けることになりそうです。

まず、新設の生産現法については、昨年7月23日までに"外質権"を有していなかったことになるため、制限類品目の加工貿易に従事できないことになります。また、新設の来料加工廠についても、制限類品目の加工貿易を行うことは難しいのではないかと考えています。当初は、来料加工廠を新設した場合、輸出入をはじめ加工廠との業務が不可分となる既存の外貿公司(輸出入公司)が"外質権"を有しているとして、一体で考えれば、同公告第5条の①の"外質権"を有していない企業に当たらないとの見方がされており、制限類の加工貿易に従事できるという当局の見解も多く聞かれました。ただし、「新通知」の発表後、先述した通り、"外質権"を有していない生産企業として、広東省等に所在するすべての来料加工廠への備案登記が事実上義務付けられる形となったことから、10月23日以降に新設された来料加工廠は、同期限までに備案登記を行えないことを考えると、制限類品目の加工貿易に従事できないとみるのが妥当と思われます。来料加工廠については、今まで当局は雇用機会の確保という視点から広東省をはじめとする地域で長年にわたり推奨してきました。しかし、今回の「同公告」と「新通知」により、今後の新設については、沿海部ではなく、「加工貿易禁止措置」の対象外とされた、雇用機会を創出する必要性の高い内陸部へのシフトを促したと考えることもできそうです。

もう1点、筆者が懸念している点は、上記の期限以降に東部地区に新設される生産現法と来料加工廠については、同公告の制限類品目だけでなく、将来的に新たに追加された制限類品目の加工貿易にも従事できない可能性があることです。杞憂かもしれませんが、新規立ち上げの際には制限類品目ではなかったとしても、将来的に制限類品目が追加された際には、上記期限(新設現法:2007年7月23日、来料加工廠:2007年10月23日)を境に新設企業として「加工貿易禁止措置」が適用されてしまう虞もあるのではないでしょうか。現時点では、当局からも明確な答えは得られていませんが、新たな制限類品目の発表時に、救済措置として期限の仕切り直しが行われず、上記期限を境として足切りが行われるのかもしれません。なぜなら、今後、制限類品目の追加通達発布のたびに、「制限類対象品目」と「既存企業/新設企業」の適用基準が変更されることになりますので、当局によるこうした対応は、実務上相当な手間を要することが想像に難くないからです。また、2008年1月施行の「新企業所得税法」に代表される中国の産業高度化を骨子とする外資誘致政策の漸流の変化があることを踏まえれば、昨年の2007年が外資誘致政策の「開放」から「選別」への転換点だったという見方も大袈裟な言い方ではないかもしれません。さらに、今回のように、

連 載

華南の特徴とされてきた加工貿易政策でも、中央政府主導の色が強まり、地域ごとの法的解釈による運用が認められ難くなってきたことも、一因に挙げておきたいと思います。従って、こうした制限類品目の「加工貿易禁止措置」のリスクを回避する必要のある業種の場合、今後の広東省等への生産現法の新設スキームとしては、制限類の適用対象外となる「転廠」と「税関特別監督管理地域」への進出を前提に考えていく必要がありそうです^(注4)。

(注4) なお、加工貿易禁止類品目の場合には、「転廠」が必ずしも適用対象外されることはありませんし、「税 関特別監督管理地域」も、新規進出の時点で、既に禁止類品目となっている品目の加工貿易を行うこと はできません。

図表2:第44号公告第5条の影響のまとめ

	現法	来料加工廠
既存 (2007年7月23日以前設立)	◎影響なし	○制限類の加工貿易継続に加工 廠備案登記が必要(2007年10月23 日まで)
新設 (2007年7月23日以降設立)	▲制限類の加工貿易に従事不可 (2007年7月23日時点で"外貿権" がないため)	▲制限類の加工貿易に従事不可 (2007年10月23日時点での備案登 記がないため)

(注) 当局ヒアリング等に基づき三菱東京UFJ銀行香港支店業務開発室作成

次回は、当局による加工貿易政策の見直しのなかでも、有効な対応スキームとなり得る可能性 のある転廠取引について考えてみたいと思います。

以上

文章中の記載事項は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう宜しくお願い申し上げます。その他専門的知識に係る部分については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室

住所: 8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email: Masahiro_Egami@hk.mufg.jp

TEL: 852-2823-6991 FAX: 852-2823-6744

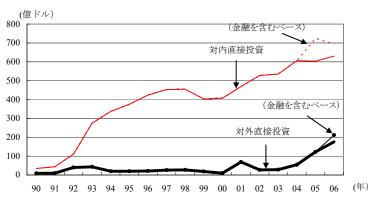


国家戦略に基づき急増続く中国の対外投資

三菱東京UFJ銀行 経済調査室 調査役 萩原陽子

1. 急増する対外投資とその背景

中国は巨額の直接投資を受け入れ、それを活用して急成長してきたが、近年、対外直接投資(以下、対外投資)も急増している。2006年の対外投資額(金融を含む)は212億ドルに達し、世界13位に浮上、アジアでは日本(458億ドル)、香港(326億ドル)に次ぐ規模となった(図表1)。



図表 1: 中国の対内・対外直接投資の推移

(資料) 商務部「中国対外直接投資統計公報」等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

対外投資急増の背景には、99 年に打ち出された海外進出戦略(中国語で「走出去」)がある。 政府は、従来、資本不足への懸念から厳しく規制してきた対外投資をむしろ積極的に進めるべく 方針転換し、規制緩和ならびに支援策を拡充していった。その主目的は、中長期的な成長に対応 し得る資源の確保、ならびに、中国企業の多国籍企業化に置かれていた。

さらに、近年、貿易黒字ならびに対内直接投資に伴う巨額の資金流入が人民元切り上げ圧力や 国内の過剰流動性といった弊害を招いていることから、政府はその緩和に資する対外投資を一段 と強く推奨している。2007年9月には外貨準備運用機関として、中国投資有限責任公司が新設さ れ、2,000億ドルを運用するが、この資金が一部充当され、対外投資の支援体制は一層強化され るとみられている。

国家戦略下での対外投資急増には、海外の警戒感を喚起する面もあるが、そのダイナミックな 展開を積極的に評価する声もある。以下でその詳細をみていく。

2. 対外投資の地域別・業種別動向

対外投資の地域別・業種別内訳から概要を把握しておこう。図表2から読み取れる特徴として、地域別では、まず、香港、ケイマン諸島を始めとするタックスへイブン向けのシェアが大きく、2006年には全体の84%を占めた。これは、業種別では、投資会社向けを中心とするビジネスサービス業投資と対応しており、これら地域に設立した投資会社を通じた他地域への投資が多いことを意味する。もっとも、これには、中国の外資優遇措置を利用するための自国向け迂回投資も少



なからず含まれており、対内投資、対外投資とも相当に嵩上げされているとの見方もある。

図表 2:対外直接投資の地域別・業種別内訳

(単位:億ドル)

		03	04	05	06	06 年までの 累計額	シェア(%)
	アジア	15.1	30.1	44.8	76.6	479.8	63.9
地	① 香港	11.5	26.3	34.2	69.3	422.7	56.3
	⑤ 韓国	1.5	0.4	5.9	0.3	9.5	1.3
	⑧ マカオ	0.3	0.3	0.1	▲ 0.4	6.1	0.8
	⑪ シンガポール	0.0	0.5	0.2	1.3	4.7	0.6
	⑩ カザフスタン	0.0	0.0	1.0	0.5	2.8	0.4
	⑤ ベトナム	0.1	0.2	0.2	0.4	2.5	0.3
	中南米	10.4	17.6	64.7	84.7	196.9	26.2
	② ケイマン諸島	8.1	12.9	51.6	78.3	142.1	18.9
	③ バージン諸島	2.1	3.9	12.3	5.4	47.5	6.3
域	アフリカ	0.7	3.2	3.9	5.2	25.6	3.4
	⑨ スーダン	n.a.	1.5	0.9	0.5	5.0	0.7
	③ ザンビア	0.1	0.0	0.1	0.9	2.7	0.4
	15 アルジェリア	0.0	0.1	0.9	1.0	2.5	0.3
	欧州	1.5	1.6	4.0	6.0	22.7	3.0
	⑥ ロシア	0.3	0.8	2.0	4.5	9.3	1.2
	⑩ ドイツ	0.3	0.3	1.3	0.8	4.7	0.6
	北米	0.6	1.3	3.2	2.6	15.9	2.1
	④ 米国	0.7	1.2	2.3	2.0	12.4	1.6
別	オセアニア	0.3	1.2	2.0	1.3	9.4	1.3
	⑦ オーストラリア	0.3	1.3	1.9	0.9	7.9	1.1
合計	金融を含まない	28.6	55.0	122.6	176.3	750.3	100.0
	金融を含む	n.a.	n.a.	n.a.	211.6	906.3	100.0
	ビジネスサービス業	2.8	7.5	49.4	45.2	194.6	21.5
業	採鉱業	13.8	18.0	16.8	85.4	179.0	19.8
種	金融業	n.a.	n.a.	n.a.	35.3	156.1	17.2
別	小売・卸売業	3.6	8.0			129.6	14.3
	交通・運輸業	0.9	8.3				8.4
	製造業 1 地域別の合計け金融を含ま	6.2	7.6			75.3	8.3

(注) 1.地域別の合計は金融を含まないベース。国の前の○で囲んだ数字は累計額でみた投資先としての順位。2.業種別の合計はその他を含む。

(資料) 商務部「中国対外直接投資統計公報」より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

次いで、目立つのは、ロシア、オーストラリア、スーダン、カザフスタン、ザンビア、アルジェリアなどの資源国向け投資である。これは採鉱業投資の堅調と合致する。ただし、2006年に採鉱業投資が85億ドルと膨らんでいる割に資源国向け投資は少なく、タックスへイブン経由の投資が多いと推測される。

その他の主な投資先である米国、韓国、ドイツ、ベトナムなどは中国製造業の国際展開と関連すると考えられる。業種別では、製造業に加え、小売・卸売業も製造業の販売拠点展開に関するものとみられている。製造業、小売・卸売業ともに 2005 年に前年比 3 倍の 20 億ドル強に達したが、2006 年には半減した。これには、先進国大企業への M&A ブームとその行き詰まりが影響していると考えられる。

一方、金融向けの投資は 2006 年から統計に反映されるようになり、地域別統計には含まれていないが、2006 年単年で 35 億ドル、累積ベースでは 156 億ドルとすでに相当な規模に達していることが明らかになった。



3. 海外進出戦略下の対外投資の進展

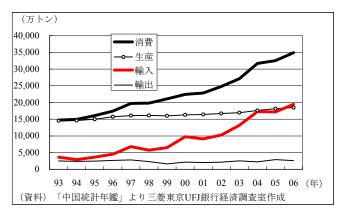
(1) 石油から鉄鉱に広がる海外調達活動

①石油

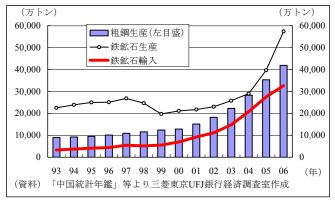
中国の海外資源調達において、とくに目立った動きをみせてきたのは、中国石油天然ガス集団 (CNPC)、中国海洋石油(CNOOC)、中国石油化工 (SINOPEC) という三大国有石油会社である。 93 年の石油純輸入国への転換以降、石油輸入が急拡大するなか (図表 3)、これら 3 社は海外展開を活発化させ、資源外交という強力なバックアップもあり、短期間で中国メジャーと呼ばれるまでに世界的な存在感を高めた。

3 社は、中東、アフリカ、中南米、東南アジア、中央アジア・ロシアと広範な地域において、すでに 120 余りの自主開発プロジェクトを手掛けている。また、こうしたハイリスク・ハイリターンの自主開発に加え、近年、原油価格上昇による収益拡大や海外上場による大型資金調達により資本力を拡充したことから、確実な収益が見込める既存の油田の獲得にも注力しており、数十億ドル規模の巨大案件も相次いでいる。

図表3:中国の石油需給



図表4:中国の鉄鉱石需給



②鉄鉱

また、近年、鉄鋼会社の鉄鉱山への投資も本格化してきた。中国では、2001 年以降、年平均20%超のペースで粗鋼生産の拡大が続いており、鉄鉱石確保が急務となったためである。中国は、世界有数の鉄鉱石生産国で、鉄鉱石は大幅増産されているものの、鉄分含有量が低いことから、需要を満たすには程遠く、輸入依存度が高まっている(図表 4)。加えて、中国の輸入急増に伴う世界的な鉄鉱石需給の逼迫を受けての鉱業メジャーの大幅な価格引き上げ(注)に対抗する意図も指摘されている。

(注) 2005年の引き上げ幅は70%を超え、その後も大幅上昇が続いている。

宝鋼、鞍山、首鋼など大手国有企業は、高品位の鉄鉱石を産出するオーストラリアを中心に権益確保に動き、日本、韓国、インド、ロシアといった他の鉄鋼生産国との争奪戦が激しさを増している。2007年11月、世界第1位の鉱業メジャーBHPビリトンが第3位のリオティントに対し、1,500億ドル規模の買収を提案し、一層の寡占化が危惧されているが、これに対抗して、宝鋼が2,000億ドルでリオティント買収を検討しているとの報道も出ている。

図表 5: 近年の資源関連投資案件

時期	概要
	中国海洋石油(CNOOC)はカナダのMEGエナジー株式の17%を1億2,100万ドルで取得。
2005	米国の石油会社ユノカルの買収に関して、CNOOCは185億ドルと米系メジャー、シェブロンよりも高値を提示したが、米議会の反対により、買収断念。
	中国石油天然ガス集団(CNPC)はカザフスタンに油田権益を持つカナダのペトロカザフスタンを42億ドルで完全買収。
	CNPCと中国石油化工(SINOPEC)は共同でカナダの石油会社エンカナがエクアドルに保有する油田権益を14億 2,000万ドルで買収。
	CNOOCはナイジェリアの沖合油田の開発権を22億6,800万ドルで取得。
	SINOPECはアンゴラの石油権益を6億9,220万ドルで取得。
	SINOPECは英露合弁のTNK-BP傘下の石油会社ウドムルトネフチを35億ドルで取得。
2006	CNPCは2005年に買収したペトロカザフスタンの株式33%をカザフスタンの国有企業カムズナイガスに売却。
	鞍山鋼鉄はオーストラリアのジンダルビー・メタルズと折半出資で約10億豪ドルを投じ、鉱山開発に着手。
	首鋼集団は、オーストラリアの鉄鉱企業マウント・ギブソン・アイアン社が保有する子会社株73%を5,250万豪ドルで買収し、マウント・ギブソン社傘下のエクステンションヒルの磁鉄鉱の権益を取得。
	CITICはカナダ企業がカザフスタンに持つ石油権益を19億1,000万ドルで買収。
	CNPCはインドネシアのプルタミナとスーダン北部紅海沿岸部で13の原油鉱区の探査権を獲得。
	宝鋼集団は、オーストラリアの資源開発会社フォーテスキュー・メタルズと鉄鉱石購入の10年契約を結ぶととも に、埋蔵量10億トンの鉱山の共同開発で合意。
2007	首鋼集団は、オーストラリアの資源開発会社オーストララジアン・リソーシズ株約30%を5,600万豪ドルで取得。 21億ドルを融資して南バルモラル地区での鉱山開発を支援。
	徳竜グループは事業化調査中の鉱山の権益70%をオーストラリアのケープ・ランバート・アイアン・オアから2 億5,000万豪ドルで買収、同社との共同開発で合意していたが、買収代金未決済で白紙になる。
	武漢鋼鉄(出資比率50%)、宝鋼(同20%)、鞍山鋼鉄、首鋼(ともに同15%)の4社が共同出資で海外からの 鉄鉱石資源確保のための新会社、北京鋼企連鉱山資源投資」を設立。

(資料)各種資料から三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(2) 製造業の国際展開

①容易でない先進国投資

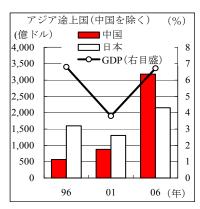
中国メーカーの国際展開が世界的な関心を呼んだのは、技術とブランドを獲得すべく、先進国の大企業に対する M&A 戦略を本格化させたことによる。2004 年に、パソコンメーカーレノボが IBM のパソコン部門を 17.5 億ドル、電機メーカーTCL がフランス企業、トムソンのテレビ部門を 2.3 億ユーロ、アルカテルの携帯電話部門を 5,500 万ユーロで買収した。

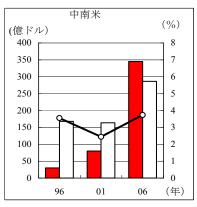
こうした動きを脅威とみる向きもあったが、事業統合は容易でなく、レノボ、TCLともに業績不振に陥った。レノボは足元では持ち直してきたが、TCLは不採算事業を売却し、連結対象からはずすことで、3年連続赤字による上場廃止をようやく回避したと報じられている。こうした例を含め、中国企業の先進国における海外買収事業が難航するケースが少なくないことが明らかになった。その背景として、ノウハウを有する人材の不足もあり、労働者保護が厳しい雇用環境、現地の法規制、現地市場などへの適応は容易でないことが指摘されている。

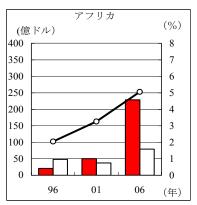
②着実に進展する途上国投資

もっとも、先進国企業への M&A ブームの前から着実に進展している途上国への製造・販売拠点展開は順調であり、安価で一定の品質を備えた中国企業の製品は現地市場への浸透が進んでいるといわれている。例えば、輸出についてみると、アジア、中南米、アフリカへの輸出は過去 10年間平均でそれぞれ+18.9%、+27.7%、+27.1%と急増している(図表 6)。

図表 6:日中の対途上国輸出







(注) GDP は各年を最終年とする 5 年間 (92~96 年、97~01 年、02~06 年) 平均の実質 GDP 成長率。

(資料) IMF, Direction of Trade Statistics, World Economic Outlook Database より三菱東京 UFJ 銀行経済調査室作成

引き続き国家戦略に基づく支援体制は強化されている。2005 年末に、商務部は投資相手国に国外経済貿易合作区と称する工業団地を設立し、中国企業を集中させる構想を打ち出した。この背景には、貿易摩擦や労働コストの上昇などを背景に中小企業でも海外進出のニーズが高まっていることがある。合作区には税財政、融資などの面で12の優遇措置が付与されることになっており、2006 年8月に第一弾として8カ所、2007年11月に第二弾として11カ所が選定された。その内訳は、アジアではベトナム、パキスタンなど7カ所、アフリカではナイジェリア、ザンビアなど7カ所、ロシア3カ所、南米2カ所となっている。最終的には世界50カ所の設立を目指すとのことである。

(3) 急増する銀行の対外投資

中国では、2004年以降、外国銀行による地場銀行への資本参加がブームといえるほどの広がりをみせ、外資による銀行支配につながるとの強い警戒感を喚起した。ところが、2006年から金融業の対外投資が統計に反映されると、すでに相当な規模に達していることが明らかとなり、個別の大型案件も次々と報じられるようになった。投資先はアジア中心ながら、米国のモルガン・スタンレー、UCBHホールディングス、英国のバークレイズ銀行、オランダ・ベルギー系のフォルティスなど先進国にも広がっている(図表 7)。海外事業のノウハウ吸収も含め、国際展開の足がかりとする目的とみられる。

図表7:最近の金融関連投資案件

時期	買収元である中 国の金融機関	金額	概要
2006年8月	建設銀行	12億ドル	米国のバンク・オブ・アメリカの香港のリテール子会社BOAアジアを買収。
12月	中国銀行	9.65億ドル	アジア最大の航空機リース会社、シンガポール・エアクラフト・リーシング・エンタープラ イズを買収。
	工商銀行	n.a.	インドネシアのハリム銀行株式90%を株式交換で取得。
2007年7月	国家開発銀行		英国のバークレイズ銀行の株式3%取得、取締役を派遣。バークレイズ銀行のABNアムロ買収成功後は追加出資の予定であったが、同買収は失敗に終わった。
8月	工商銀行	5.83億ドル	マカオの誠興銀行の株式79.9%を取得。
10月	民生銀行		2008年末までに米国のUCBHホールディングスの株式9.9%を取得。2009年6月末までに出資 比率を20%に引き上げるオプションを保有。
	工商銀行	55億ドル	南アフリカの最大手のスタンダード銀行の株式20%を取得。
11月	中国銀行 (香港)	5億ドル	香港大手の東亜銀行の株式4.94%を買収。
	平安保険	27億ドル	オランダ・ベルギー系の金融大手フォルティスの株をで4.18%取得し、筆頭株主となった。
	中国投資有限責 任公司		モルガン・スタンレーに出資。期限2年7カ月年利9%の社債を購入、満期時に株式転換。転換後の出資比率は9.9%の見込み。

(資料) 各種報道等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

順位

1

2

5

8 RBS

10

11

この背景には、中国の銀行が急速に資金力を増強したことがある。2005年に、建設銀行が四大銀行初の香港上場で92億ドルという大型調達を成功させた後、2006年には香港、上海合計で中国銀行が122億ドル、工商銀行が219億ドルとそれを上回る金額を調達し、時価総額でみて、世界最大級の銀行となった(図表8)。加えて、好景気下で、貸出が大幅増加するなか、規制金利下で利鞘も厚く、収益も大きく拡大した。さらに、中央銀行も支援するスタンスを強く打ち出している。

図表 8: 世界の銀行の時価総額ランキング

(2007年3月末)

金融機関名

バンク・オブ・アメリカ

JPモルガン・チェース

ウニクレディト(+カピタリア)

シティグループ

中国工商銀行

中国建設銀行

中国銀行

二差UFI

UBS

ウェルズファーゴ

HSBC

玉

米国

米国

中国

英国

米国

中国

中国

英国

イタリア

日本

米国

スイス

時価総額 (億ドル) 2,512 2,277 2,271 2,008 1,677 1,282 1,261 1,226 1,223 1,222

1.161

1,152

(2007年12月末)

	順位	金融機関名	国名	時価総額 (億ドル)
×	1	中国工商銀行	中国	3,390
1	2	中国建設銀行	中国	2,858
/	3	HSBC	英国	2,008
Ħ	4	中国銀行	中国	2,002
	5	バンク・オブ・アメリカ	米国	1,831
	6	シティグループ	米国	1,466
	7	JPモルガン・チェース	米国	1,466
	8	BSCH	スペイン	1,350
	9	ウニクレディト	イタリア	1,102
	10	ウェルズファーゴ	米国	1,013
	11	三菱UFJ	日本	1,009
	12	BNPパリバ	フランス	997

(資料) 各種資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

サブプライムローン問題の深刻化により、欧米銀行が苦境に陥る現状は絶好の投資機会を提供した。昨年新設されたばかりの政府系ファンド中国投資有限責任公司はサブプライム関連で巨額損失が表面化した米大手証券モルガン・スタンレーに 50 億ドルを出資、世界の金融秩序維持への貢献をアピールした。

4. 国家戦略に基づく対外投資の課題と展望

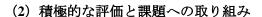
こうした海外進出戦略の下での国家・企業一体となった対外投資行動に対しては少なからぬ問題点が指摘される一方で、積極的に評価する声もある。

(1) 対外投資が孕む課題

国家戦略下で急増した対外投資が孕む課題の第一は、採算を十分考慮しない過大な資金投下が 安易に行われるというものである。製造業における先進国企業の M&A や資源権益獲得が該当するが、とくに後者は資源価格を吊り上げる元凶として海外から厳しい批判を浴びている。

第二に、国家・企業一体の迅速な取り組みは進出先の警戒感を喚起しやすい。政治的介入により、CNOOC による米ユノカル買収は断念に追い込まれ、CNPC によるカザフスタンのペトロカザフスタン買収も100%の株取得は断念せざるを得なかった(図表 5)。政治抗争が多いアフリカでは中国企業が反政府組織の標的にされるケースもある。また、産業支配との危惧を示す向きもある。

第三に、中東、アフリカなどの一部の国への経済援助や無条件融資が国際平和や人権上の問題を悪化させるとともに債務問題を招きかねないとの批判が欧米を中心に強く存在する。



一方で、国家主導ゆえの独自で迅速な取り組みを評価する向きもある。政治リスクの高い国々において、インフラ整備への援助や工業団地建設などは発展の機会を与え、資源開発は国際市場への資源供給を増やすというのである。また、資源に対する権益確保、そのための資源・援助外交、政府系ファンドの設立、いずれも中国に触発されて、日本でも必要性を指摘する声が強まった。

国家戦略下の課題についても、中国側が意識し、改善を志向する動きもある。一例として、CNOOCはユノカル買収失敗後、政府と一体との印象を避けるよう努力しているといわれ、また、製造業における大型買収も鳴りを潜め、より慎重な投資スタンスが窺われる。

一方、政府も対外協力の強化を通じて、諸外国の警戒感や批判を軽減する姿勢が見受けられる。 2007年12月発表の初のエネルギー白書では、エネルギー安全保障上の中国脅威論を牽制すべく、 諸外国とのエネルギー協力を重視する姿勢を強調した。また、反欧米主義や人権侵害を助長する との批判を踏まえて、12月のゼーリック世界銀行総裁の訪中時にはアフリカ支援に関し共同プロ ジェクトを実施することで合意した。

このように中国の対外投資は賛否の評価を巻き起こしつつ、様々な方面から国際的影響力を強めている。そのなかで、同じくアジアの大国である日本ならびに日本企業への影響はとりわけ大きく、先行きの注視は欠かせない。日中間では、その競合が注目されることが多いが、協力も視野に入れて、最善の対応策を探る必要が高まっていよう。

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UF J銀行 経済調査室

ホームページ(経済・産業レポートとマーケット情報): http://www.bk.mufg.jp/rept_mkt/index.html



生産品目シフトの進展度合で収益力格差が生じる中国の鉄鋼メーカー

三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 シニアアナリスト 王 浩

需要の急拡大が続くなか、原燃料コストの上昇を相応に販売価格に転嫁できてきたことも相俟 って、中国の鉄鋼メーカーは、全体としてみれば好調な業績をあげてきた。しかし、マーケット の状況をやや仔細にみると、鋼材の品目ごとに販売価格に格差が生じており、つれて中国の鉄鋼 メーカー各社の業績をみても、生産品目の内容に応じて収益性に濃淡が生じている。本稿では、 こうした状況について整理するとともに、今後の見通しについて展望してみた。

1. 現状

(1) 業界構造~大手メーカーのシェア依然低いが政府主導で産業構造転換が進展中

中国の鉄鋼メーカーは、統計上、電炉メーカーや2次、3次加工メーカーまで含めれば7,000社 弱存在している。

そのうち、粗鋼の生産能力が大きい高炉を使用する鉄鋼メーカーは 100~200 社とみられるが、 粗鋼生産量が年500万トン以上のメーカーは2006年時点で21社(グループ)に過ぎない(図表 1)。日本では新日鉄やJFEを中心とする大手5社で粗鋼生産量の7割強を占めているのに対し、 中国では年産500万トン以上の大手21社を合計しても中国全体の粗鋼生産量の5割に届かず、大 手による寡占度が依然として低い状況にある。

図表 1:中国鉄鋼メーカー大手 21 社の粗鋼生産量ランキング (2006年)

(単位・万トン%)

			(+)	⊻: カトン、%)
		所在地	生産量	シェア
全位			46,685	100.0
€1,00	00万トン以上		13,603	29.1
1	鞍本集団	遼寧省	2,256	4.8
2	宝鋼集団	上海市	2,253	4.8
3	唐鋼集団	河北省	1,906	4.1
4	江蘇沙鋼集団	江蘇省	1,463	3.1
5	武鋼集団	湖北省	1,376	2.9
6	済南鋼鉄	山東省	1,124	2.4
7	馬鞍山鋼鉄	安徽省	1,091	2.3
8	莱蕪鋼鉄	山東省	1,079	2.3
9	首都鋼鉄	北京市	1,055	2.3
	1 2 3 4 5 6 7	2 宝鋼集団 3 唐鋼集団 4 江蘇沙鋼集団 5 武鋼集団 6 済南鋼鉄 7 馬鞍山鋼鉄 8 莱蕪鋼鉄	国全体 E1,000万トン以上 1 鞍本集団 遼寧省 2 宝鋼集団 上海市 3 唐鋼集団 河北省 4 江蘇沙鋼集団 江蘇省 5 武鋼集団 湖北省 6 済南鋼鉄 山東省 7 馬鞍山鋼鉄 安徽省 8 莱蕪鋼鉄 山東省	所在地 生産量 3全体 46,685 1,000万トン以上 13,603 1 鞍本集団 遼寧省 2,256 2 宝鋼集団 上海市 2,253 3 唐鋼集団 河北省 1,906 4 江蘇沙鋼集団 江蘇省 1,463 5 武鋼集団 湖北省 1,376 6 済南鋼鉄 山東省 1,124 7 馬鞍山鋼鉄 安徽省 1,091 8 莱蕪鋼鉄 山東省 1,079

(資料)中国鋼鉄統計より作成

				(単·	位:万トン、%)
			所在地	生産量	シェア
年產	€500	万トン以上		7,892	16.9
	10	華菱集団	湖南省	991	2.1
	11	邯鋼集団	河北省	792	1.7
	12	包頭鋼鉄	内蒙古自治区	749	1.6
	13	安陽鋼鉄	河南省	703	1.5
	14	攀鋼集団	四川省	677	1.5
	15	酒泉鋼鉄	甘粛省	664	1.4
	16	太鋼集団	山西省	626	1.3
	17	唐山建龍集団	河北省	603	1.3
	18	柳州鋼鉄	広西自治区	535	1.1
	19	北台鋼鉄	遼寧省	525	1.1
	20	唐山国豊	河北省	518	1.1
	21	新余鋼鉄	江西省	509	1.1

こうしたなか、自国の鉄鋼産業の育成と各社の国際競争力の強化を目論む中国政府は、2006年6月に以下の3点を主な骨子とする通知を発布した。

- ・2006~2010 年の 5 年間に、競争力に見劣りする製鉄設備(容積 299 ㎡以下の小型高炉)を約 1 億トン分淘 汰する。
- ・国・地方の汚染排出基準を達成できない企業は経営を許可しない。新規導入設備については環境・省エネ設 備の設置を義務付ける。
- ・企業の合併を加速し、年産 3,000 万トンの大型鉄鋼メーカーを 2~3 社形成、2010 年には大手 10 社の粗鋼 生産量が全国全体の 50%を占めるようにする。

具体的には、上記方針に基づき、競争力が乏しい老朽・小型設備の稼動停止を命じるとともに、 新規設備を導入する際には厳格な事前審査を行い、生産規模や環境・省エネ基準に満たない設備の 新設を却下するなどの取り組みを強化した。

こうした流れを受けて、鉄鋼メーカーの間では、老朽・小型設備の廃棄を強制された反面、新規大型設備の導入に当たって多額の資金が必要となったことから、生き残りに向けた合従連衡の動きが加速している。大手メーカーといえども例外ではなく、同一地域内を軸に、2005 年 8 月には遼寧省の鞍山鋼鉄と本渓鋼鉄が経営統合して鞍本集団(業界第 1 位)を設立する、2006 年 2 月には河北省の唐山鋼鉄、宣化鋼鉄、承徳鋼鉄の 3 社が経営統合して唐鋼集団(業界第 3 位)を設立する、2007 年 7 月には山東省の済南鋼鉄と莱蕪鋼鉄が経営統合するなどの動きが相次いでいる(図表 2)。

その結果、未だ業界構造変化の途上にあるとはいえ、地域別にみれば個社の優勝劣敗が鮮明化しており、図表1における各メーカーの所在地が示している通り、概ね地域ごとに1社ずつ程度の割合で、有力鉄鋼メーカーの顔ぶれが出揃ってきた。

図表 2: 最近の鉄鋼メーカーによる合従連衡の事例

- 2005年01月 湖北省の武鋼集団が同じく湖北省の鄂城鋼鉄の株式85%を買収
 - 08月 遼寧省の鞍山鋼鉄と本渓鋼鉄が経営統合して鞍本集団を設立
 - 10月 北京市の首都鋼鉄と河北省の唐鋼集団が合弁会社を設立
 - 12月 武鋼集団が広西自治区の柳州鋼鉄の株式 51%を買収
- 2006年01月 上海市の宝鋼集団と安徽省の馬鞍山鋼鉄が販売、製品開発分野で提携
 - 06月 河北省の唐山鋼鉄、宣化鋼鉄、承徳鋼鉄の3社が経営統合して唐鋼集団を設立
 - 02月 江蘇沙鋼集団が同じく江蘇省の淮鋼集団の株式 64%を買収
 - 06月 江蘇沙鋼集団が同じく江蘇省の南京鋼鉄の親会社である復星高科技と戦略提携
 - 08月 首都鋼鉄が貴州省の水城鋼鉄の株式 85%を買収
- 2007年05月 宝鋼集団と河北省の邯鋼集団が合弁会社を設立
 - 06 月 宝鋼集団が新疆自治区の新疆八一鋼鉄の株式 70%を買収
 - 07月 宝鋼集団が内蒙古自治区の包頭鋼鉄と技術提携
 - 07月 山東省の済南鋼鉄と莱蕪鋼鉄が経営統合
 - 08月 武鋼集団が雲南省の昆明鋼鉄の株式 48%を買収
- 2008年01月 江蘇沙鋼集団が同じく江蘇省の永鋼集団の株式25%を買収

(注)新聞報道等にもとづき作成

(2) 市場動向~需要拡大とともに進展する生産品目シフト

①需給

国内の鋼材消費量は、2002年から2006年にかけての過去4年間、年率20.3%のペースで急拡大してきた(図表3)。住宅やオフィス、石油化学設備、電力設備、高速道路、港湾設備等のインフラ投資が活発に行われるなかで建設向け需要が大きく拡大したほか、製造業向けでも家電製品に加えて、販売好調が続く自動車・船舶用鋼材などの需要が大幅に伸びたことによる。ただし、中国政府による投資抑制策の影響などもあり、伸び率自体は年々緩やかになってきている。

図表3:中国の鋼材需給

(単位: 万トン、%)

		2002	2003	2004	2005	2006	平均伸び率
鋼材	消 費 量	21,122	27,103	32,409	38,043	44,235	20.3
Ī	前年比伸び率	24.3	28.3	19.6	17.4	16.3	
	鋼材生産量	19,218	24,082	29,902	37,513	46,685	24.8
	前年比伸び率	22.1	25.3	24.2	25.5	24.5	
	鋼材輸入量	2,449	3,717	3,930	2,582	1,851	▲ 6.8
	前年比伸び率	42.2	51.8	5.7	▲ 34.3	▲ 28.3	
	鋼材輸出量	545	696	1,423	2,052	4,301	67.6
	前年比伸び率	15.0	27.7	104.5	44.2	109.6	

(資料)中国鋼鉄統計より作成

また、中国の鉄鋼メーカーによる輸出も急増している。鋼材輸出量は、2002 年時点では 545 万トンと鋼材生産量の 2.8%を占めるに過ぎなかったが、過去 4 年間、国内の鋼材消費量の伸びを大幅に上回る年率 67.6%の伸び率を記録(図表 3)、2006 年には 4,301 万トンと鋼材生産量の 9.2%に達した。そうした背景には、アジア・中東を中心に鋼材需要が増加したことに加え、中国の鉄鋼メーカーが低廉な人件費を活かして低価格での販売攻勢を掛けたことが大きいとみられる(注)。

(注)米国 World Steel Dynamics 社によれば、欧米鉄鋼メーカーに比べた場合、中国鉄鋼メーカーの製造コストは熱延鋼板のケースで 3 割程度低いが、これは労務費の低さが主因であり、中国鉄鋼メーカーの熱延鋼板 1 トン当たりの労務費は、2006年時点で欧米鉄鋼メーカーの 5 分の 1 に過ぎないという。

中国の鉄鋼メーカーの生産品目の内訳をみると、建設向けが主体で低付加価値品の比率が高い条鋼類の生産量が依然 52.8%を占めている(図表 4)。しかし、ここ数年は、主に家電製品、船舶、自動車などの製造業向けで使用され、高付加価値品の比率が高い鋼板類の生産量が、条鋼類の伸びを上回るペースで拡大しており、鉄鋼メーカー各社の生産品目シフトが着実に進んでいる様子が窺える。

図表 4: 鋼材生産量の品目別内訳

(単位:万トン、%)

						(手口	1:カトン、%)
		2002	2003	2004	2005	構成比	平均伸び率
鋼材	生産量	19,218	24,082	29,902	37,513	100.0	25.0
Ī	前年比伸び率	22.1	25.3	24.2	25.5		
	条鋼類	11,171	13,530	16,211	19,814	52.8	21.0
	前年比伸び率	17.4	21.1	19.8	22.2		
	鋼 板 類	6,614	8,217	11,223	14,778	39.4	30.7
	前年比伸び率	26.1	24.2	36.6	31.7		
	鋼管類	1,267	1,797	2,207	2,781	7.4	29.9
	前年比伸び率	11.4	41.8	22.8	26.0		
	その他	166	538	262	140	0.4	▲ 5.5

(注)品目別生産量は2005年までの数値しか入手できず。

(資料)中国鋼鉄統計より作成

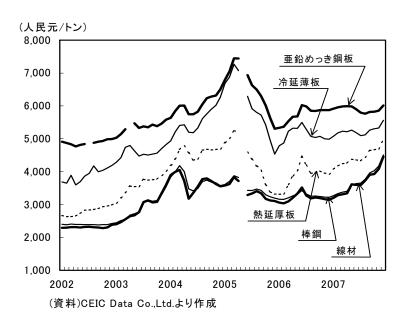
なお、中国の家電製品、船舶、自動車などの製造業者は、冷延薄板や亜鉛めっき鋼板といった 高品質の鋼材を中心に、かねてより鋼板類の一部を海外からの輸入に依存してきたが、最近では これらを国内生産品に切り替える動きが広がっている。このため、2005年以降、鋼材輸入量はマ イナスに転じており(前掲図表 3)、つれて中国は2006年に鋼材の輸出量が輸入量を上回る純輸 出国となった。

②価格

この間、中国国内の鋼材価格は、総じて堅調に推移してきた。鋼材価格は、2002 年から上昇傾向を辿った後、2005 年には供給能力の過剰感の高まりから一時的に $3\sim4$ 割下落したが (注)、2006 年以降は再び緩やかな上昇傾向を辿っている(図表 5)。

(注)中国の鉄鋼メーカー全体の供給能力(粗鋼生産量ベース)に関するデータは2005年までしか把握できないが、2003年と2004年の供給能力の伸び(それぞれ前年比33.7%増、同28.9%増)が実際の生産量の伸び(粗鋼生産量で2003年:前年比21.3%増、2004年:同26.8%増)を上回ったことが、2005年の供給能力の過剰感の高まりを招いたと考えられる。ちなみに、2005年の供給能力の伸びは前年比24.6%増と実際の生産量の伸び(同26.0%増)を下回った。

これは、鉄鋼メーカー各社による生産設備の新設が相次いだ一方で老朽・小型設備の廃棄も進んだことに加え、旺盛な需要が供給能力の拡大を吸収したことが大きい。中国では人件費が継続的に上昇傾向を辿っているほか、世界的に鋼材需要が増加するなか石炭や鉄鋼石の国際価格が上昇、原燃料コストも高まる方向にあるが、2006年以降は、それらコストの増加分を相応に販売価格に転嫁できてきたとみられる。

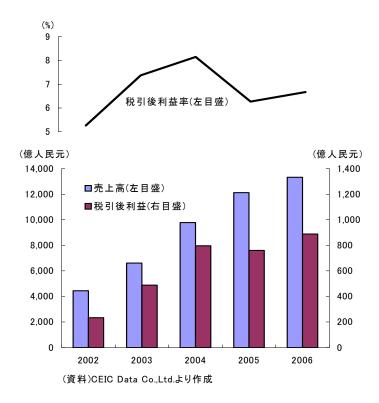


図表 5:鋼材価格

もっとも、低付加価値の汎用品の比率が高い条鋼類と、高付加価値品の比率が高い鋼板類とでは、価格に大きな差が生じている。鋼板類のなかでも、比較的付加価値が高い亜鉛めっき鋼板の価格が足元で6,000人民元/トン前後で推移しているのに対し、条鋼類の代表である棒鋼・線材の価格はそれを25%程度下回る4,500人民元/トン前後で推移している(前掲図表5)。

③収益

こうしたなか、鉄鋼メーカーは全体として、まずまずの業績を挙げてきた。原燃料コストや人件費など製造コストが増加傾向を辿るなかで、鋼材価格が急落した 2005 年には売上高税引後利益率が前年比低下したが (2004 年 $8.1\% \rightarrow 2005$ 年 6.3%)、鋼材価格が緩やかな上昇傾向に転じた 2006年には 0.4 ポイント回復し、6.7%となった(図表 6)。



図表 6: 中国の鉄鋼メーカー全体の業績

ただし、個社別にみると、先述の通り低付加価値品と高付加価値品の販売価格に大きな差が生じるなかで、各社が取り組んでいる生産品目シフト(主に条鋼類→鋼板類)の状況如何で収益性に格差が生じている。

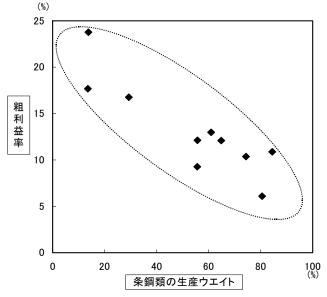
すなわち、鉄鋼メーカー上位 10 社の生産品目構成(鋼材生産量に占める条鋼類のウエイト)と 粗利益率の関係をプロットしてみると^(注)、条鋼類の生産ウエイトが高いところほど粗利益率が低く、条鋼類の生産ウエイトが低いところ(=鋼板類の生産ウエイトが高いところ)ほど粗利益率が高くなっている(図表 7)。

(注)生産品目構成については各社横並びで利用できる2005年データ、粗利益率は2006年データを利用した。

本社コストや物流費などの間接コストがほぼ同様とすれば、粗利益率の高低が最終利益の大小に直結するだけに、鉄鋼メーカー各社が利益の維持・拡大を図っていくうえで、高付加価値品への生産品目シフトが一つの大きな鍵を握っているといえよう。



図表 7:鉄鋼メーカー上位 10 社における 生産品目構成と粗利益率の相関関係



(資料)各社決算資料等から作成

2. 今後

今後を見通してみると、さらなる需要拡大が期待されるなかで市況が短期間で大崩れする懸念 は小さいとみられるものの、次第に需給バランスが緩和し、市況低下圧力が強まっていくことに なりそうだ。

まず、中国国内の鋼材消費量の伸びが、10%超の高水準を維持するとはいえ現状よりもペース ダウンする可能性が高い。インフラ投資の裾野が都市部から内陸部へと広がるというプラス要因 はあるものの、貸出総量規制をはじめとする中央政府の投資抑制策が強化される方向にあるなか で、建設向けの鋼材消費量の伸びが鈍化する恐れが強いことが主因である。また、製造業向けに ついても、販売好調が続く船舶、自動車関連の鋼材需要こそ現状程度の伸びが続くとみられるも のの、国内市場の成熟化や輸出環境の悪化に晒されている家電製品関連については、鋼材需要の 伸びが鈍化する可能性が否定できない。

加えて、過去 4 年間、年率 67.6%増のハイペースで急増を続けてきた鋼材輸出についても、今後は伸び率が大幅に鈍化する可能性が高い。2007 年に、貿易黒字の削減やそれに伴う人民元高圧力の緩和を目論む中国政府が、一部鋼材への輸出関税の適用、輸出鋼材 2,831 品目に対する増値税還付率の引き下げなどの輸出抑制策を相次いで打ち出した。このため、低付加価値品を中心に、採算が悪化して輸出が困難になった製品が現れた模様で、2007 年 10 月以降、鋼材輸出量は前年を割り込んでいる。前年を割り込むまでに至ったのは、上述の輸出抑制策導入に伴う一時的な反動もあったとみられるが、この先そうした反動が薄れたとしても、当面の間、景気減速感が強まる米国向けの輸出が鈍化する可能性が高いこと、中国政府の追加的な輸出抑制措置が採られる可能性もあることなどを勘案すると、従来のようなペースでの輸出拡大は期待できそうにない。

その一方で、大手を中心に鉄鋼メーカー各社の増産・新規設備投資に対する意欲は依然根強く、 今後、老朽・小型設備の廃棄が一段と進むであろうことを勘案しても、業界全体の鋼材需給は段階 的に緩和に向かう恐れが強い。鉄鋼メーカーにとっては、石炭や鉄鉱石等の原燃料価格のさらな る上昇が避けられそうにないなかでも鋼材価格へのフル転嫁が容易ではなくなってきそうで、コ ストの上昇が収益の下押し圧力として働く公算が大きい。

したがって、各社においては、業績がまずまず好調な今のうちから収益の維持・拡大に向けた手立てを講じていく必要があろう。具体的には、①生産規模拡大と設備の新型・大型化を通じたコスト競争力の強化と、②高マージンを稼げる高付加価値品のウエイト拡大が急務となろう。それには、他社との合従連衡も引き続き有効な手段になるとみられ、大手も含む業界再編が一段と加速することになりそうだ(注)。

(注)ちなみに、中・大型の中国鉄鋼メーカーが保有する高炉の規模別の構成比をみると、容積 2,000 ㎡未満の高炉が基数で 9 割、生産能力で 7 割を占めており(図表 8)、容積 3,000 ㎡以上の高炉が主力となっている日本の鉄鋼メーカー(さらに新日鉄の大分製鉄所や君津製鉄所、JFE の福山製鉄所、住友金属の鹿島製鉄所など 7 基の容積 5,000 ㎡台の高炉が稼動中)と比較すると、依然、生産効率の点で改善の余地が大きい。

図表8:中国の鉄鋼メーカーの高炉容積(2005年)

(単位: ㎡、基、万トン、%)

容 積	基 数		生産能力	
		構成比		構成比
3,000以上	9	2.1	2,563	9.0
2,000~2,999	33	7.6	6,001	21.1
1,000~1,999	48	11.0	5,168	18.2
300~999	260	59.5	12,952	45.5
101~299	75	17.2	1,670	5.9
100以下	12	2.7	103	0.4
合 計	437	100.0	28,457	100.0

(資料)中国鋼鉄工業年鑑より作成

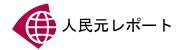
以上

(執筆者の連絡先)

三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 王 浩(日本語可)

住所: 6F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL:852-2249-3031 FAX:852-2521-8541



年初人民元為替市場

三菱東京UFJ銀行(中国) 市場業務部 為替資金課長 田中 利朗

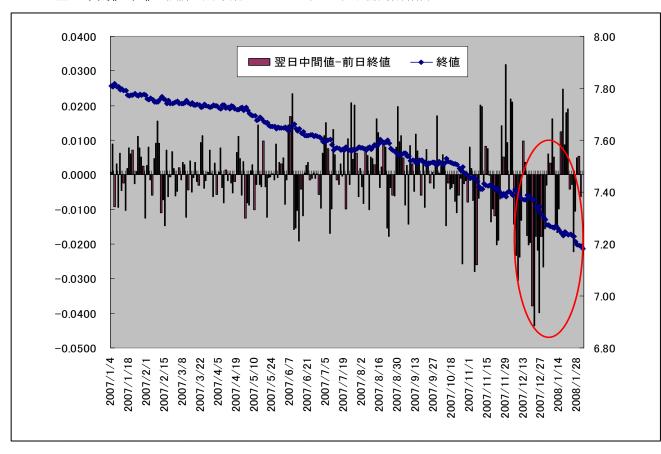
年初から、人民元高のペースが加速している。1月28日には1ドル/7.20元を突破し、月末では7.18台での取引となっている。昨年末(7.3041)比で見ると年率20%程度の上昇ペースになってきているが、このペースがこのまま続くことは考えにくい。以下、年初来の人民元為替市場と、今後の見通しを考える上でのポイントを挙げてみた。

1. 足元の人民元スポット為替市場

昨年末 7.3041 で取引を終えた米ドル/人民元スポット市場だが、年初であっさりと 7.30 の大台を割れた。

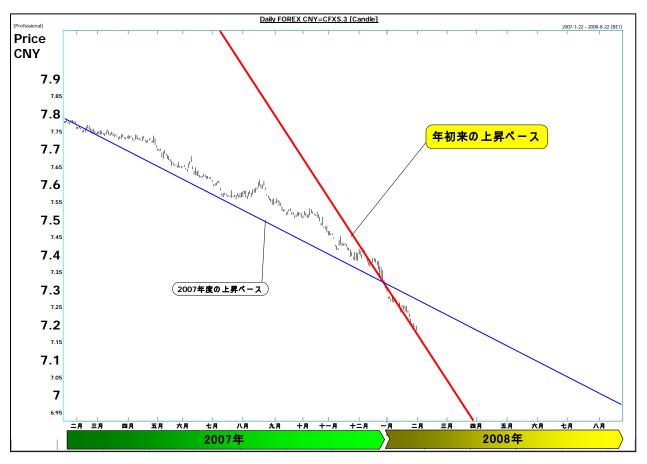
・ 昨年末から、上昇ペースを上げる気配は見て取れていた。下記は「終値と翌日中間値(人民銀行発表)」との差異を示したものである。人民銀行の調整の意思が翌日中間値である、という前提で考えると、グラフの縦棒が下に出ているのは、上昇ペースを上げようという意図を示すことになる。昨年夏頃には上昇ペースをどちらかというと抑えていたものが、2007年末、2008年初には明らかに加速の意図が見て取れる。

<翌日中間値-終値(出所:各種資料よりBTMU(China)市場業務部作成)>





- ・以下のグラフは1月末時点でのトレンドラインである。
- <ドル/人民元直物レート推移(出所:ロイター)>



2. スポット相場を考える上での今後のポイント

・ 年率 20%に迫るこのペースがそのまま続くかどうかについては、複数の要素を考慮しなければならない。以下、現時点でのポイント(①~③)を上げてみた。

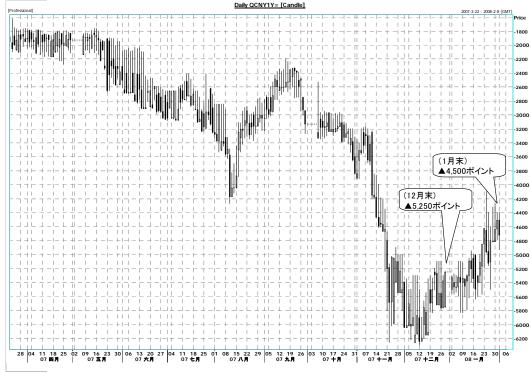
① 人民元先物為替相場

- ・ 人民元先物為替相場については、大幅にその値を戻してきている。人民元先物市場は金 利裁定の働かない市場ではあるものの、月内の米ドル金利の2回に渡った1.25%の利下 げによる効果は大きい。
- ・ フォワードポイントから導かれる **2008** 年末のスポット相場は必ずしも年初からのスポットレートの上昇にスライドして高くなってきているわけではない。

2008年末先物レート(直物-フォワードポイント)

2007年12月末時点 (2007年12月末の1年先物)	6.77910	(上昇率)	7.74%
2008年1月末時点 (2008年1月末の11ヶ月先物)	6.77469	(上昇率)	7.81%

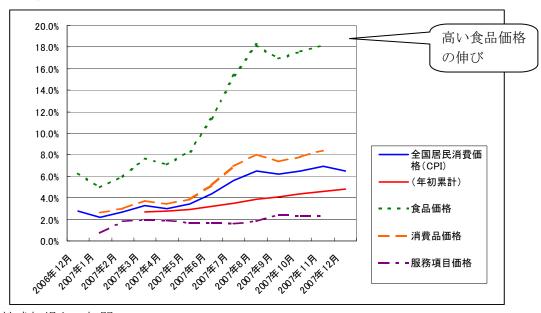
<1年もの人民元フォワードポイント (出所: ロイター) >



② CPI (消費者物価指数)

・もう一つの要素として市場が注目しているのが、引き続き高い水準を維持している CPI (消費者物価指数)である。2007年12月は11月の6.9%からは若干落ち着き、6.2%に留まったものの、2007年通年では+4.8%(2006年から3.3%上昇)となった。これは食品価格の上昇が主な要因とされる。・現在の元高基調は輸入材料価格あるいはエネルギー価格の上昇を抑えるのに一定の役割を果たしていると思われるが、この1月末に中国東部を襲った大雪(50年ぶりと言われる)が、更なる食品価格の上昇を招き、これがCPIの伸びを助長する方向に働くのは想像に難くない。

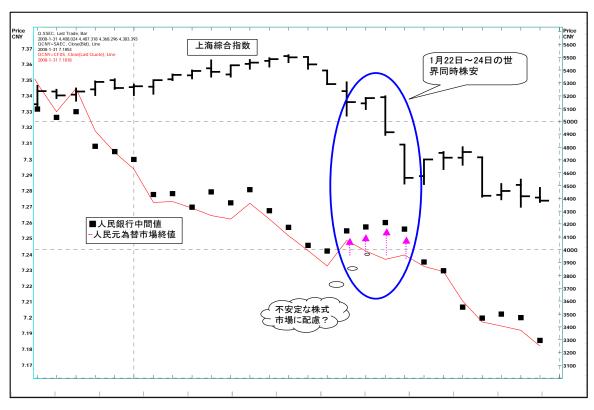
< CPI 推移 (出所:統計局) >



③ 株式相場との相関

- ・ サブプライム問題に端を発する世界的な株安は、もともと人民元為替市場には相対的に 影響としては大きくないはずであるが、今回は比較的その相関が出たと思われる。
- 下記グラフは上海綜合指数と、本稿でも折に触れて紹介してきた中間値と市場での終値をプロットしたグラフを合成したものである。今回の国内株式市場の暴落時には市場での上昇ペースを中間値の操作で一次抑えようとした動きが見られる。これは、少なくとも「人民元高→国内不況」の連想売りが働かない程度の効果を狙ったものではなかったか。
- ・ 本年 8 月に北京オリンピックを控え、急激な景気の減速は避けなければならないのは国内の共通認識となっており、その認識が「人民銀行中間値」の日々の決定に何らかの影響を及ぼしたものと考えたいところである。

<上海綜合指数と人民銀行中間値推移(出所:ロイター)>



3. まとめ

- ・ 北京オリンピックの開幕を8月に控え、ディーラーの間でも話題に上っているのが、「オリンピックまでに10%を目指す」といったものであるが、「年間で20%」と言う声は必ずしもあがってきていない。現在のペースでの上昇は必ずしも市場のコンセンサスとはなっていないことの証左と言えよう。
- ・ 上述の①~③のポイントはそれぞれ、「人民元/米ドルの資金流動」「国内景気の過熱感」 「国内景気の急激な腰折れ」が人民元スポット為替市場に与える影響を考察するのに必要な要素であり、これらはいずれも単一方向に進むことは考えにくいものである。
- ・ 人民元は長期的に見れば対ドルで上昇基調にあるのは間違いのないところであるが、そのペースについては、必ずしも一定するものではない。人民元スポット為替レートが上記をコントロールするツールとして位置付けられる限りにおいては、今後もペースの緩急の拡大傾向は続くものと思われる。

以 上(2008年1月31日)





「契約型エネルギー管理」(EPC)が《省エネ法》(改正版)の奨励対象となる

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(上海)有限公司 コンサルタント

李 琛

キーワード: ESCO EPC 契約型エネルギー管理^{注1} EMCA 省エネ法

2008年4月1日に施行予定の改正版《中華人民共和国省エネルギー法》(以下《省エネ法》と称す)は2007年10月28日に第10回全国人民代表大会第30次会議で可決され、公表された注2。今回の改正によって、旧版《省エネ法》に入っていない規定が補足され、改正版というより新しく作られた《省エネ法》と言ったほうが妥当だと中国のマスコミに評価されている。

国内外の ESCO 企業が非常に関心のある ESCO 企業の法的位置づけも明確に改正版《省エネ法》に盛り込まれたことによって、中国ではじめて ESCO 方式の利用を全国人民代表大会常務委員会の制定した法律で奨励されるようになり、中国での ESCO 発展には画期的な意義がある。本稿は《省エネ法》の改正を機に中国における ESCO 事業の発展を紹介する。

注1:「契約型エネルギー管理」: ESCO 方式をいかした省エネビジネスモデルのこと。Energy Performance Contracting (EPC) の概念に該当する。

注2:新旧版に関する基本データ

新旧版に関する基本データ

類別	旧版	新版	
公布時期	1997年11月1日	2007年10月28日	
施行時期	1998年1月1日	2008年4月1日	
公布機関	第8次全国人民代表大会 常務委員会第28回会議	第10次全国人民代表大会 常務委員会第30回会議	
条文数	50ヶ条	87ヶ条	

参考:《中華人民共和国省工ネ法》1998年1月1日施行版、

2008年4月1日施行版に基づき、筆者整理

1. ESCO 概念の紹介

ESCO という方式について、関心のあるまたは関連事業を行っている人ならよく知っているであろうが、ESCO という表現を初めて見た人にとっては新しい難解な言葉である。ESCO (Energy Service Company) は中国で EMC 又は EMCo (Energy Management Company) と言って、中国語では「節能服務公司」(省エネサービス会社)と言う。

ESCO というビジネスモデルを簡単に説明すると、省エネ事業者がエネルギー使用機関に省エネ技術・設備を提供することによって節約されたエネルギー使用費用を省エネ事業者とエネルギー使用機関が省エネ削減契約書で決められた分配比率でシェアするということである。

ESCO 事業に関する概念図は下記図1に示す。

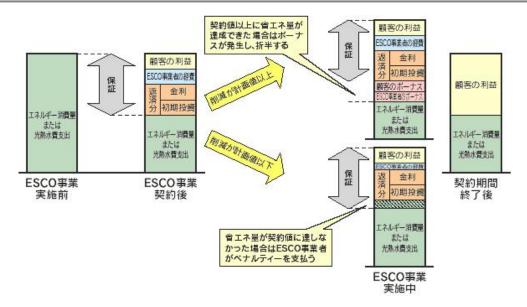


図1 ESCO事業概念図

出所:財団法人 省エネルギーセンターホームページ公開資料を引用

中国では、2010年に単位 GDP にあたるエネルギー使用量が 2005年比で 20%削減されるという「約束性(達成しなければならない意味)目標」が第 11 次 5 ヵ年計画($2006\sim2010$ 年)の中で明示され、省エネが $2006\sim2010$ 年およびそれ以降の中国における最大関心事となっている。大量エネルギー使用機関が資金を投入しなくても省エネの効果が実現できるというメリットは非常に中国の現状にあっていることから、ESCO 方式は省エネ目標を達成させるための重要な方法の 1 つとして中国政府に重視、奨励されているところである。

2. 中国における ESCO の発展

日本の ESCO の概念に相当する「契約型エネルギー管理」(EPC)は世界銀行、地球環境ファシリティ、国家発展改革委員会の協力によって1997年にモデル会社の設立によって中国に導入された。当時、世界銀行の支援によって3社のモデル企業(北京源深省エネ技術有限責任公司、遼寧省省エネ技術発展公司、山東省省エネ工程有限責任公司)が作られ、大きな成功を収めたことで、中国におけるESCO の発展は大々的に始まった経緯があった。

10年間(1997~2007年)の発展を経て、中国の ESCO 企業は大きな発展を遂げており、北京では 2004年4月に中国省エネ協会省エネサービス産業委員会(略称: EMCA; 中国の ESCO 協会に相当)が設立され、登録会員数が 2006年末現在 212 社に達している(EMCA 内部資料に基づく)。保守的な計算では、中国全土に少なくとも 1000 社以上の ESCO 企業があるということである(EMCA 及び北京・上海・広東省など主要 ESCO 企業への弊社独自ヒアリングに基づく)。2006年12月31日まで中国の代表的な3つのモデル ESCO 企業を始め、中国の ESCO 企業はあわせて1,426の省エネプロジェクトを実施し、投資総額が42.6億元(約665億円)に達していた(1月24日北京で行われた"中国省エネサービス産業年会及び産業発展総合フォーラム"における EMCA 常務副主任諶樹忠氏の紹介に基づく)。

省エネ事業を確実に推進し、中国国内における省エネ市場の規範化を進めるために、1月24日北京で行われた"中国省エネサービス産業年会及び産業発展総合フォーラム"では、EMCAに選ばれた「2006年度省エネ企業ベスト10」が発表された。



図2 EMCA 年会で選ばれた省エネ企業ベスト 10 の地域分布

出所: "中国省エネサービス産業年会暨産業発展総合フォーラム"資料に基づき、筆者作成

上記図 2 に示したように、EMCA の選出したベスト 10 の ESCO 企業の 70% (7 社) は北京や東部沿岸地域に位置しており、わずか 3 社が内陸部の陝西省、湖北省、貴州省のそれぞれの省都にある。3 社は地理的には内陸部に位置しているが、省エネ業務の実施は所在地に限定されてはいない。弊社の独自ヒアリング(上記貴州省の会社を含む)によると、内陸部の省エネ企業は現在省エネ事業の重点を企業所在地の内陸都市ではなく、経済的に発達している沿岸部に集中しているようである。内陸部の省エネ改造の意識がまだ十分できていないということが、なぜ省エネ事業が沿岸部に集中しているかという現象に対する 1 つの解答となっている。

一方、中国の内陸部には多くの大量エネルギー使用企業(例えば、石炭企業、鉄鋼企業、セメント企業など)がある。中国の ESCO に関する概念の普及と ESCO 事業に対する奨励 策の実施に伴い、中国国内における ESCO 事業の重点が東から西へと変わり、省エネ事業のポテンシャルが一番大きい中国内陸部における ESCO 事業は将来的に中国の省エネ事業で一番大きい市場シェアを占めると筆者は予想している。

3. 中国における ESCO 関係の奨励政策

第11次5ヵ年計画において、環境保護と省エネが2つの基本国策となっている。国務院や国家発展改革委員会をはじめ、各地方政府は環境保護とエネルギー使用量削減を目的とする省エネ奨励政策の制定に積極的に乗り出している。表2では、主な中央及び経済的に発達している北京市、上海市、広東省広州市のエネルギー関連政策の中に、ESCO事業をいかした「契約型エネルギー管理」を奨励している政策をまとめている。

表 2 主な「契約型エネルギー管理」を奨励する中国全体及び主要都市の関連法規一覧

類別	the 4ETT	関連政策		
	施行日	頒布機関	参考政策名	頒布番号
中央	2007年10月28日	全国人民代表大会常 務委員会	省工才法(改正版)	200020100000
	2006年9月13日	建設部	第11次5ヵ年計画における科学支柱計画である建築省エネ肝心技術研究とモチル事業など3つの重大プロジェクトの申し込みガイドラインの配布に関する建設部科学技術司通知	建科研函[2006]130号
	2006年8月6日	国務院	省エネの強化に関する国務院の決定	国発[2006]28号
	2006年7月25日	国家発展改革委員会 ほか	第11次5ヵ年計画10大省エネ分野の実施意見に 関する通知	発改環姿[2006]1457 号
	2006年7月4日	建設部	「十一五」都市グリーン照明工程計画網要	建弁城[2006]48号
	2006年4月7日	国家発展改革委員会ほか	千社企業省工习行動実施方案	発改環資[2006]571号
	2006年2月14日	国家発展改革委員会 ほか	政府機関の資源節約の強化に関する通知	発改環資[2006]284号
	2006年11月1日	全国人民代表大会	中華人民共和国国民経済と社会発展第11次5ヵ 年計画綱要	-
	2006年1月1日	建設部	民用建築省エネ管理規定	建設部令第143号
	2005年7月8日	国家発展改革委員会	節約型社会建設短期重点業務の責任分担に関 する国家発展改革委員会通知	発改環資[2005]1225 号
	2005年6月27日	国務院	節約型社会建設の短期重点業務に関する国務院 通知	国発[2005]21号
	2004年4月1日	国務院	資源節約活動の展開に関する国務院通知	国弁発[2004]30号
	2004年11月10日	国家発展改革委員会	中長期省工活計画	発環資[2004]2505号
	2001年10月10日	国家経済貿易委員会 (現商務部)	《エネルギー節約と資源総合利用第10次5ヵ年計画》の頒布に関する国家経済貿易委員会の通知	国経貿資源 [2001]1018号
	2000年3月16日	国家経済貿易委員会 (現商務部)	国家经贸委、国家质量技术监督局、建设部关于	(22)/
	1996年9月18日	国家経済貿易委員会 (現商務部)	《「中国グリーン照明工程」実施方案》に関する国 家経済貿易委員会の通知	国経貿資(1996)619 号
北京・ 上海・ 深セン	2006年9月15日公開	北京市国家発展計画 委員会	北京市第11次5分年計画期間中建築省工名発展 計画	<u> </u>
	2006年5月9日	上海市人民政府	上海市人民政府 省エネの更なる強化に関する若 干意見	渥府発[2006]9号
	2005年8月26日	上海市人民政府	上海市人民政府のX節約型社会建設の短期重点 業務についての国務院通知》に関する実施意見	遍府発[2005]第26号
	2005年7月15日	上海市人民政府	上海市建築省工才管理弁法	第50号令
	2003年6月26日	深圳市人民政府	深圳市省エネ推進実施法案に関する通知	深府[2003]120号
	2006年11月1日	深圳市人民代表大会 常務委員会	深圳経済特区建築省工才条例	<u> </u>
	2005年10月14日	深圳市人民政府	深州市重点エネルギー使用機関の制限期間内に おけるエネルギー使用量の削減規定に関する深 別市人民政府弁公庁通知	深府弁[2005]137号

出所:各年度発表されている中国及び各対象都市の省エネ関連政策に基づき、筆者整理

1998年1月1日に施行された旧版の《省エネ法》には「契約型エネルギー管理」(Energy Performance Contracting)の奨励に関する表現がなかったのに対して、2008年4月1日に施行開始の改正《省エネ法》には「契約型エネルギー管理」の奨励措置が明記されている。《省エネ法》の改正によって、「契約型エネルギー管理」の奨励が正式に全国人民代表大会常務委員会の制定した法律に入れたことは、ESCO事業の中国での発展にとって大きな推進力となる。

国は財政、税収、価格などの政策をいかし、ディマンドサイドマネジメント(DSM)、契約型エネルギー管理、自主省エネ協議(VA)^{注3}などの省エネ方法を奨励する。 24

参考:《省エネ法》(2008年4月1日施行)の第66条に基づき、筆者が直訳

注 3:中国語原文:「国家运用财税、价格等政策,支持推广电力需求侧管理、契約型能源管理、节能自愿协议等节能办法。」

注 4: Voluntary Agreement

旧版の《省エネ法》には省エネについて「国は優遇政策を作り、省エネモデル事業と省エネ普及プロジェクトに対して支援を行う」(第 32 条)のほかに、第 35 条で「国務院、省、自治区、直轄市人民政府の科学研究資金に省エネ資金を用意し、先進的な省エネ技術の研究に使用する」というレベルの奨励文言しか書かなかったのに対して、改正版《省エネ法》には省エネの奨励措置としての優遇税制、資金支援など 7 ヶ条まで詳しく明記している。表 3 には改正前と改正後の《省エネ法》に入っている省エネの関連奨励政策をまとめて比較したものである。

表3 修正前と修正後の《省エネ法》における優遇措置

类真另归	旧版		改正版		
	有無	内容	有無	内容	
省土ネ専用資金	0	国務院、省、自治区、直 轄市人民政府の科学研究 資金に省エネ資金を用意 し、先進9な省エネ技術 の研究に使用する。	0	中央財政と省レベル地方財政は省エネ専用資金を用意し、省エネ技術の研究・開発、省エネ技術と製品のモデル作りと普及、重点省エネ事業の実施、省エネの宣伝・人材育成、情報サービス及び表彰・奨励に使用する。	
				(省エネ製品)普及目録に入っている省エネ技術、省エネ製品の生産、使用に優遇税制など支援政策が適用される。	
優遇税制	×	8 <u>-</u> -8	0	国は資源・エネルギーの節約に有利な税収政策 を実施し、エネルギー・鉱産物の有償利用制度 を完備させ、エネルギー・資源物の採掘・利用を 促進する。	
				国は税収などの政策を活かし、先進省エネ技術、設備の輸入を促進し、生産プロセスにおいてエネルギー大量消費型と汚染型製品の輸出を制限する。	
財政補助金	×	-	0	国は財政補助金をつけることによって省エネ型 照明器具など省エネ製品の普及と使用を奨励す る。	
政府調達	×	1-1	0	公共機関が省エネ製品、設備を購入する場合、 政府調達目録に入っている省エネ製品、設備を 優先に購入すべきである。	
金融支援	×	-	0	国家は金融機関の省エネブロジェクトへの融資 支援を引導し、融資条件に合うような省エネ技術 の研究・開発、省エネ製品の生産、省エネ技術 改造などに融資を提供する。	
価格政策	×	s—-	0	時間区分電力価格、季節性電力価格、負荷中断可能な電力価格制度を実施し、電力使用機関の合理的な電力負荷の調整を奨励する。鉄鋼、非鉄金属、建材、化学工業およびその他の主要エネルギー消費業界の企業に対して、淘汰、制限、許可、奨励などの類別に分けて差別化電力価格政策を実施する。	
省工ネ方式の導入	×	_	0	財政、価格政策などをいかし、電力需要サイドマネジメント、合同エネルギー管理、自主省エネ協議などの省エネ方法の普及や利用を奨励する。	

参考:《中華人民共和国省エネ法》新・旧版に基づき、筆者整理

4. 終わりに

政府系新聞である《光明日報》の報道(2006年1月24日付け)によれば、中国は3億トン標準石炭相当の省エネ潜在市場規模がある。1トン標準石炭を400元の価格で計算すると、中国の省エネ市場は1200億元もあるという。

巨大な中国の省エネ市場の省エネ事業にシーメンスなどの欧米企業は早くから乗り出しているのに対して、多くの日本企業は中国で ESCO をやっても大丈夫なのか、中国には ESCO 企業に関する規制がないのか、中国では日本の ESCO 企業がやっていけるのかなどの 待機状態にある。省エネ法の改正をきっかけに日本の省エネ関連企業も中国の省エネ市場を 見直し、自分なりの参入のしかたを考え、早い段階から自らの優位性を発揮できる姿勢で参入したほうが長期的に見て非常に戦略的だと筆者は認識している。

以上

(執筆者のご連絡とメッセージ)

三菱日聯諮詢(上海)有限公司

所在地: 〒200120 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 2301 室

TEL: 86-21-5888-3590 FAX: 86-21-5047-2180

税務会計:中国の会計・税務

プライスウォーターハウスクーパース中国

会計、税務、経営管理、について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

◆会計 (担当:小鯛ゆかり)

Question:

中国新企業会計基準を適用する場合、適用初年度はどのように処理をすれば良いのでしょうか。

Answer:

中国新企業会計基準は、2007年度より中国証券市場上場会社に対して適用が義務付けられておりますが、その他の企業については、適用は推奨されているものの強制適用となる時期は未だ規定されておりません。従って、大半の日系現地法人ではまだ新企業会計基準の導入を見送られているのではないかと思われます。ただ、新基準の適用を決定した場合には、必ずその移行時の処理が問題となります。これに対応するため、新企業会計基準の中に初年度適用について独立した基準が設けられています。

具体的には、中国新企業会計基準へ移行する際、期首に遡及して会計処理を修正する項目を明確に規定しており、逆にその対象とならない事項に関しては遡及修正を禁じています。期首に遡及して修正が必要な項目として、主に以下のような項目が定められています。

長期持分投資

公正価値モデルを採用する投資不動産

資産の除却費用

税効果会計適用による繰延税金資産負債

営業権(のれん)の計上額

金融資産負債やデリバティブ、ヘッジ取引

中国現地法人が上記の事項に関連する会計処理を実施する場合、適用年度の期首留保利益に影響を与えることとなります。該当項目については現地法人で遡及修正額を算定し、担当の会計士と相談の上、中国新企業会計基準での財務諸表を作成するようお勧めします。

◆税務 (担当:夏静)

Question:新企業所得税法の経過措置について教えてください。

Answer:本号では、軽減税率や減免税優遇を享受していた企業、新設ハイテク/新技術企業について解説し、その他の経過措置については、次号にて紹介していきます。

2007 年 12 月 29 日に国務院が新所得税法の優遇税制について国発[2007]39 号通達(以下、39 号)及び国発[2007]40 号通達(以下、40 号)の二つの重要な政策を公布しました。それぞれ 2007 年 3 月 16 日以前に登記設立し、優遇税制を享受する外商投資企業及び新設ハイテク/新技術企業に対する経過優遇措置について更に詳細な解説をしています。

国発[2007]39 号通達

39号によると、2008年1月1日から、これまでの外商投資企業及び外国企業所得税法の下で軽減税率の優遇制度を享受していた企業については、新税法実施後、5年間で段階的に法定税率に移行させることを規定しています。具体的な方法は以下のようになります。

旧法の税率	新税率	税率移行方法
24%	25%	2008年1月1日から25%
33%	25%	2008年1月1日から25%
15%	25%	2008 – 18%
		2009 – 20%
		2010 – 22%
		2011 – 24%
		2012 – 25%

「二免三半減」や「五免五半減」等の期間の決まった、優遇税制上の減免期間にある企業については、新税法施行後も継続してその優遇税制を規定の期間が満了するまで享受することができますが、利益が発生しておらず、優遇税制上の減免期間が到来していない企業に対しては、その優遇税制上の減免期間は 2008 年から起算されます。

上記の優遇政策の経過措置を享受できる企業の範囲を明確にするため、39 号には『企業所得税優遇税制経過措置の政策表』(以下、政策表)が添付されています。しかしながら、上海浦東新区に設立され、15%の優遇税率を享受していた非生産型外商投資企業については言及していません。従って、これら非生産型企業が五年間の優遇税制の経過措置を享受することができるのか、或いは 2008 年から 25%の税率に変更となるのかについては、いまだ明確になってはいません。

39 号にはこの他、これまでの西部地区の開発に係る優遇税制が継続して実施されることを規定しています。また、上記の経過措置と新税法及びその実施条例に規定される優遇税制が重複する場合は、企業は自ら最も有利な優遇制度を選択することができるものの、重複して享受できず、かつ一旦適用を受けたら変更不可の旨を規定しています。

国発[2007]40 号通達

40号では、2008年1月1日以後、深セン、珠海、汕頭、厦門、海南経済特区及び上海浦東新区に登記された、国家が重点的に奨励するハイテク/新技術企業(以下、新設ハイテク/新技術企業)について、最初の生産経営収入の取得事業年度から(以前の「最初の所得獲得年度」とは異なる)

1,2 年目は企業所得税が免除となり、**3** 年目から **5** 年目は **25%**の企業所得税率が半減されることが規定されています。それ以後の事業年度は **15%**の企業所得税率が課されることになります。

しかしここで注意すべきことは、上記の優遇制度を享受できる所得とは、経済特区と上海浦東新区内で取得するものに限られており、経済特区及び上海浦東新区以外の地域で生産経営活動を行う企業(例えば、区内で登記され、区外で経営する)に対しては、その区内所得を区分計算し、かつ合理的に企業の期間費用を配分しなければなりません。区分計算していない企業は、上記の優遇を享受することはできません。同時に、新設ハイテク/新技術企業は上記の優遇税制の経過措置の適用期間において、再調査や検査により新設ハイテク/新技術企業の資格を失った場合には、ハイテク/新技術企業の資格喪失年度から当該優遇税制上の減免期間の適用が停止されることになります。以降、再びハイテク/新技術企業として認められたとしても、当該優遇を継続して享受することはできないと規定されています。

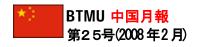
しかしながら、旧法のもとでハイテク/新技術企業と認定され、15%の優遇税率を享受していた企業は、39 号の添付政策表に入っていません。すなわち、旧法のもとでのいわゆるハイテク/新技術企業は、新法における資格認定基準に合致する限り、引続き 15%の優遇税率を享受できることになります。そうでない場合には、2008 年度から税率は 25%となります。また、以前より享受している、期間限定の優遇税制の経過措置については、旧法で認定されたハイテク/新技術企業のステータスが新法でも認定されれば、未適用の優遇税制を引続き享受できる模様です。新法のハイテク/新技術企業の条件に合致しない従来のハイテク/新技術企業が、継続的にそれらの優遇税制を享受することができるかについては明確にされていません。39 号の添付資料の政策表の文言から斟酌すると、未適用の優遇税制は享受可能であると読み取れますが、弊社と関連税務当局担当者との議論の際における見解とは異なるものであります。

上述の通達には、旧法のもとで、その他優遇税制に関する経過措置について言及されていません (例えば、先進技術企業に対する 3 年間の企業所得税の半減を延期する政策、2008 年度前の利益の再投資に係る優遇制度、製品輸出型企業に対する優遇制度、国産設備購入に対する企業所得税軽減の優遇制度など。)。新法施行後、これら優遇制度は適用できなくなることを表明しているものの、他方で政府機関が通達などで明確にしない限り、上記の優遇税制の経過措置を実行しないとも説明されています。

◆経営管理 (担当:須原誠)

Question:

財務報告プロセスやその他の重要業務プロセスに係わるJ-SOXの文書化の第一段階が2007年末に終了しました。ところが最近になって本社の事業部やJ-SOX準備室から、現在の文書に載っているリスクだけで中国でのビジネスリスクはすべてコントロールされているのか?という問いを受けだしました。正直に申しますと、本社から来た文書化ガイドラインと文書化サンプルに基づいて締め切りに間に合わせるために作ったものですし、今までそのような視点で文書を作るようにという指示も受けていなかったので当惑しています。どのように対応したらよいのでしょうか?



Answer:

J-SOXが導入されて以来、金融商品取引法へのコンプライアンス目的のみに経営者の注意が向き、業務上の現場レベルでのリスクに集中しながらプロセスの文書化が進められてきました。J-SOX対応を優先するあまり、J-SOX導入以前にはビジネス戦略上何が重要かという大局的な観点から行われていた内部監査(業務監査)が各企業で先送りになる傾向が出ています。これはUS-SOXが導入された当初のアメリカで起きた現象と似ています。

J-SOX向けの文書化のみに偏った内部統制の整備は、本来会社が行うべきリスク評価の内容を近視眼的にしてしまいがちです。財務報告に関する統制の文書化及び統制の評価とは、3点セットをそろえることに終始するだけではなく、より多角的な視点から検証されるべきものです。特に中国のようにビジネス環境が会社の統制環境に与える影響がある地域は、尚のこと現地マネジメントによる多角的な視点に基づき、本社のJ-SOXチームが作った業務上のリスクのサンプルに頼るだけでなく、現地独特のリスクを加味した、財務報告及び業務プロセスリスクの再評価が必要となります。

とは言うものの、現在J-SOXの基準書等で例示されているリスク及び統制事例は、伝統的且つ典型的な財務報告プロセスに係わるリスク及び統制事例に傾斜したものとなっているため、本社から「このリスクだけで中国は大丈夫なのか?」と問われても現地のマネジメントとしても答えに困るところだと思います。実は似たような問答は既にUS-SOX適応会社内でも交わされていました。その時にとった手法は「ステークホルダーの利害に立ち返って、今まで集めてきたリスクを全体的に再評価する」というものでした。

このリスク再評価を実施するに当たり3つの重要なポイントを挙げます。

第一:リスクプロファイルの網羅性を確認する

果たして、現時点でのリスク評価は在中国企業として考慮すべきリスクをすべて網羅しているのでしょうか?日々の財務報告作業に係わるリスクのみに注目し、ビジネス戦略上の観点からのリスクの確認を忘れてはいませんか?これが正に本社から投げかけられている問いそのものだと思います。その為に一番有効な手段は、第三者機関が作成しているリスク棚卸表を使い、または同業他社間の交流会を利用し、現時点での貴社のリスクプロファイルの網羅性を確認することが重要です。

第二:リスクの優先順位及び比重を再評価する

リスクプロファイルの網羅性確認の次に、認識されたリスクの優先順位及び比重(発生した場合に貴社に与えるインパクト)をビジネス戦略上の視点から再評価する必要があります。J-SOXの文書化対応しているときの視点が部長・課長レベルだとするならば、ここでは総経理及び董事長の視点、そして日本に居るステークホルダーの視点から再評価する必要があります。

第三:再評価したリスクプロファイルを本社の監査委員会より承認を受ける ステークホルダーに対する経営責任の透明性を確保するためにも、再評価されたリスクプロファイルの内容を本社の事業本部長、CEO、CFO、COO等の内容の確認を受けた後、最終的に監査委員会により承認を受ける必要があります。 以上のプロセスは在中国日系企業にのみ適応するものではなく、本来的には日本国内を含めた全世界的に実施されるべき手続きです。US-SOX導入当初も同じでしたが、J-SOXの文書化準備対応が一段落したときに本社から「リスクの再評価」の指示が後付でくるケースが実務上、多くみられます。この本社からの指示に対して、現地側で効果的な対応を行っていくためには、現在中国で財務諸表監査をお願いしている監査法人、またはJ-SOXアドバイザリーをお願いしている監査法人と良く相談し、本社のJ-SOX担当部門との間で、リスク評価の再評価、及び本社のリスクプロファイルとの整合性の確認などについて、事前にアドバイスを受けることをお勧めします。外部の専門家のアドバイスを受けながら、本社に対して、在中国貴社の状況を、適確に伝えることにより、J-SOX監査のスタート時点でリスク評価の共通認識を構築することができ、本社のJ-SOX担当部門、トップマネジメント、監査委員会も、リスク再評価結果を安心して吟味することできます。本社から「このリスク評価で本当に大丈夫か?」という問いがまだ来ていなくても、先手必勝で担当の監査法人等に、期末決算のミーティングの際の質問事項に取り混ぜて相談し、上記の2点の段階まで内々に下準備をされておくことをお勧めします。

(執筆者のご連絡先とメッセージ) プライスウォーターハウスクーパース中国 中国日系業務担当パートナー 齊藤剛 中国上海市湖浜路 202 号普華永道中心 11 楼

> Tel: 86+21-61238888Fax: 86+21-61238800

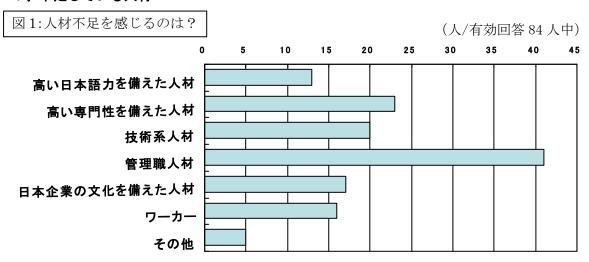
人事:変革期の中国における人事現場の課題と現状-華南地区-

Pasona Group

中国が「世界の工場」から「新興巨大消費市場」へと変化する中、日系企業の中国事業は「安く 製造し利益を確保する事業」から「中国市場で儲ける事業」へと移行しつつあります。その中で 増値税還付率の見直し、委託加工業認可制限などの法律変更により、アセンブリーを中心とした 労働集約型製造業が多く進出してきた華南地区の日系企業は、他地域以上に大きな転換を求めら れています。

本号では、華南地区日系企業向けに実施した人事関連アンケート、最新の華南地区給与調査 2008 から、採用に関して、現状の課題と施策を検討致します。

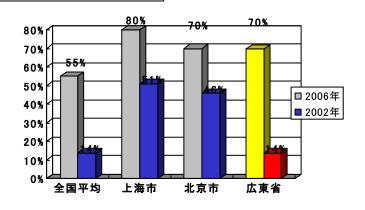
1、不足している人材



現在、最も枯渇している人材として、管理職人材が挙げられています。次いで、高い専門性を備えた人材、技術系人材となっています。

華南地区では進学率が飛躍的に伸び、地域内における高度人材の供給が容易な人材市場が形成されつつありますが、現在の即戦力としては高度人材の不足が課題であるという状況がうかがえます。図 2 は高等教育進学率(高校卒業後、大学本科、大専に進学する率)の 2002 年と 2006 年の比較です。

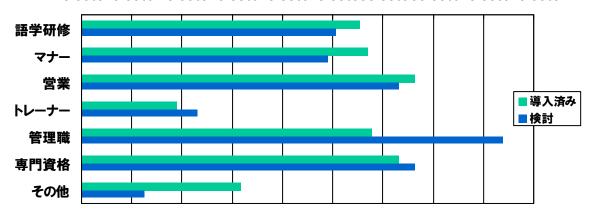
図2:高等教育進学率



華南地区、広東省の人材市場では若 手高度人材の供給が増加しており、 現在不足している管理職人材の獲得 手段として、外部調達に手を尽くす と同時に、管理職育成研修を検討す る企業が増加しています。

図3は現在実施されている研修と今 後実施を検討している研修を聞いた ものです。 図3:研修の導入状況

0.00% 5.00% 10.00% 15.00% 20.00% 25.00% 30.00% 35.00% 40.00% 45.00%

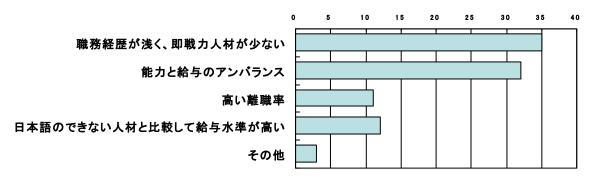


管理職研修の導入企業の割合は昨年調査から大きく伸びていますが、更に導入を検討する企業が増加しています。導入検討中の研修の2位は専門資格研修であり、図1の現在不足している人材として2番目に挙げられている"高い専門性を備えた人材"も外部調達と併せて、育成を視野に入れる企業が多いことが伺えます。労働契約法の施行により、解雇が容易ではなくなることも、既存スタッフの育成に力を入れる企業が増加している一因と考えられます。

2、日本語人材

図4:日本語を話せるローカル人材の採用上の課題

(人/有効回答84人中)



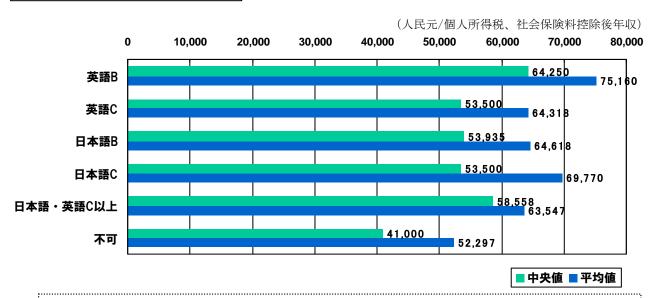
日本語人材に対する課題は、即戦力人材が少なく、コストパフォーマンスに不満足という状況で す。

日本語人材の需給のバランスが華東地区、華北地区と比較して厳しい華南地区では、日本語人材の給与は高騰してきましたが、最新の給与調査(パソナ華南地区給与調査 2008)では、日本語力の給与差異化要因としてのインパクトは低下しています。職種別・語学能力別分析では、職種により日本語力が給与差異化要因となる職種と語学力不要の職種が明確になり始め、華南地区の日系企業のオペレーション、人事が成熟してきたことが伺えます。

自動車産業等の大量新規進出時には、日本語を必要としていた業務体制から、次第に現地化が進み、日本語に頼らない体制の構築が進んでいることも一因と考えられます。

図 5 はパソナ華南地区給与調査 2008 の語学能力別賃金分析です。

図 5: 語学能力別賃金分析(華南)



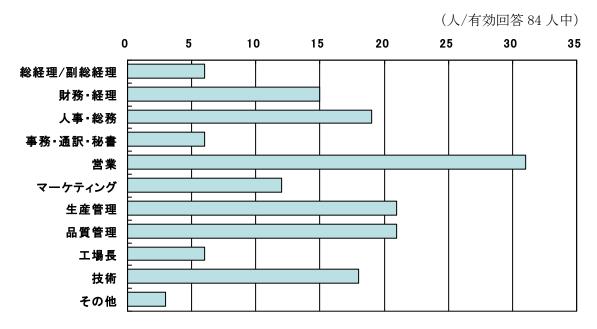
英語 B: 英語ビジネスレベル 英語 C: 英語コミュニュケーションレベル

日本語 B: 日本語ビジネスレベル 日本語 C: 日本語コミュニュケーションレベル

日本語・英語 C 以上:日本語、英語伴にコミュニュケーションレベル以上 不可:外国語不可

3、採用が急務となっている職種

図 6: 現在採用が必要な職種は何ですか?



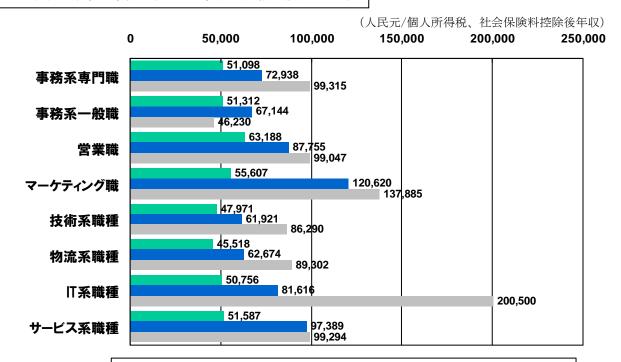
最も採用が急務となっている職種は営業職であり、次いで生産管理、品質管理が挙げられています。事務系職種では、企業所得税法、増値税還付率、J-SOX対応等の財務・経理関連業務の強化が図られる中、中国全土では財務・経理関連職の採用需用が旺盛ですが、華南では、人事、総務

■部長以上

職の採用を急務として挙げる企業が多いという結果です。

図 7 は華南地区給与調査 2008 の職種別・職位別賃金です。各職種とも上位職の賃金上昇幅が大きく、今年は華南地区においても営業、マーケティング職の賃金水準が高くなっています。中国市場をターゲットとした、国内販売関連の人材需要が旺盛となり、賃金上昇にも反映されている結果と言えます。

図7:職種・職位別賃金 (パソナ華南地区給与調査2008)



■リーダー

【人事・採用アンケート(広東省)】

実施期日:2008年1月17日 有効回答:84人(セミナー参加企業88社)

調査対象:パソナ広州人事セミナー参加者へのアンケート調査

スタッフ

【パソナ華南地区給与・福利 2008】

実施期日:2007年11-12月 有効回答:企業回答253社、サンプル数2,176人

調査対象: パソナ広州登録者に対する面接調査 並びに 中国進出日系企業に対する WEB アンケート

表示給与金額:個人所得税、社会保険料控除後の人民元年収

分析項目:職種×職位/経験年数/企業国籍/学歴/語学能力(営業系職種、技術系職種は業種別分析を含む)

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

中国: パソナ上海

E-mail: pasona@pasona.com.cn

パソナ広州

広州市天河北路 233 号中信広場写字楼 1416 号室 〒510613 TEL:86-20-3891-1701 FAX:86-20-3891-1702

E-mail: jsgz@pasona.com.cn

パソナ北京

北京市東城区東長安街 1 号東方広場西 1 弁公楼 603B 室 TEL: 86-10-8518-7172 FAX: 86-10-8518-7173

E-mail: <u>beijing@pasona.com.cn</u> 日本: 株式会社 パソナグローバル

東京都千代田区大手町 2-1-1 大手町野村ビル TEL: 03-6214-1571 FAX: 03-5200-3077

E-mail: <u>info@pasona-global.com</u>



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2楼	86-10-6590-8888
天 津 支 店 天津濱海出張所	7-0-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-1	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大 連 支 店 大連経済技術開発区出張所	7 (32.11)	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無 錫 支 店	江蘇省無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10楼	86-510-8521-1818
上海支店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦20階	86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市羅湖区建設路2022号 深圳国際金融大厦16楼	86-755-8222-3060

三菱東京UFJ銀行

成都駐在員事務所	四川省成都市総府街31号 成都総府皇冠假日酒店 (刺デイインクラウンプラザ)2617号室	86-28-8674-5575
広州駐在員事務所	広東省広州市天河北路233号 中信広場28-02室	86-20-3877-0268
瀋陽駐在員事務所	遼寧省瀋陽市瀋河区悦賓街1号 方圓大厦7階705号	86-24-2250-5599
香 港 支 店	8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

三菱日聯咨詢(上海)有限公司	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦23階	86-21-5888-3590
----------------	--------------------------	-----------------

【本邦におけるご照会先】

国際業務部 中国業務支援室

東京:03-5252-1648(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0944(代表)

「BTMU中国月報」編集責任:三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室 情報開発チーム 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。